

令和4年第2回西郷村議会定例会

議事日程（2号）

令和4年6月13日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |       |             |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 11番 | 矢吹利夫君 | (P 13～P 27) |
| No. 2 | 12番 | 上田秀人君 | (P 29～P 49) |
| No. 3 | 10番 | 藤田節夫君 | (P 50～P 64) |

・出席議員（16名）

1番 鈴木昭司君	2番 大竹憂子君	3番 鈴木修君
4番 君島栄一君	5番 鈴木武男君	6番 河西美次君
7番 松田隆志君	8番 鈴木勝久君	9番 真船正晃君
10番 藤田節夫君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 後藤功君	14番 大石雪雄君	15番 秋山和男君
16番 真船正康君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	高橋廣志君	副村長	東宮清章君
教育長	秋山充司君	会計管理者兼 会計室長	関根由美君
参事兼 総務課長	真船貞君	参事兼 企画政策課長	福田修君
参事兼 財政課長	伊藤秀雄君	防災課長	和知正道君
税務課長	仁平隆太君	住民生活課長	池田早苗君
福祉課長	相川佐江子君	健康推進課長	田部井吉行君
環境保全課長	今井学君	産業振興課長	相川哲也君
建設課長	相川晃君	拠点整備室長	関根隆君
上下水道課長	木村三義君	学校教育課長	緑川浩君
生涯学習課長	須藤隆士君	農業委員会 事務局長	鈴木弘嗣君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	黒須賢博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐川典孝
議会事務局 庶務係長	金田洋子		

◎開議の宣告

○議長（真船正康君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（真船正康君） それでは本日の日程に入ります。

本日の日程は一般質問であります。

質問は通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようお願いいたします。

それでは、通告第1、11番矢吹利夫君の一般質問を許します。11番矢吹利夫君。

◇11番 矢吹利夫君

1. 職員の人事異動について
2. 観光行政について
3. 新型コロナウイルス関連について

○11番（矢吹利夫君） おはようございます。11番矢吹利夫です。

通告順に従い一般質問をさせていただきます。

今回は3件ありますので、明確な答弁をよろしくお願いします。

まず、1点目の質問事項、職員の人事異動についてお伺いいたします。

役場においては、4月1日付で毎年、人事異動が行われております。今年4月の人事異動につきましても、課長、課長補佐、係長、その他の役職を含めて、それなりの規模で人事異動が行われました。

特に大規模な人事異動が行われた場合に、私が心配するのは、専門知識を持った職員がその部署に不足することにより業務に支障が生じ、結果として村民サービスが低下してしまわないかということです。

そこで、まず最初の質問ですが、村長はどのような基準をもって人事異動を行っているのかお伺いいたします。よろしくお願いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 11番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

村長はどのような基準をもって人事異動を行っているのかということでもありますけれども、まずはじめに、人事権につきましても村長の専権事項でありますので、まずそのことをはじめにお話しさせていただきます。

専権事項であるということ、その中で、役場職員は全体の奉仕者であり、行政のプロフェッショナルとして、誠実かつ果敢に行政課題に取り組むことが重要と考えております。そこで、定期的にローテーションを行うことで、幅広い知識や経験を持った職員を長期的に育ててまいるという基準、考え方の下で人事異動を行っております。

また、人事異動を行う理由としましては、職員の定年退職等による欠員ポストの補充や、国の制度改正や新たな住民ニーズに対応するための配置換えを行うといった現実的な要因も挙げられます。

いずれにしましても、村民の福祉の増進、村民サービスの向上につながる人事に努めておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の再質問を許します。11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

村民の福祉の増進、村民サービスの向上のためとのただいまの答弁でしたが、人事異動があまりにも大規模に行われ、例えば、ある部署において課長も課長補佐も異動といったことが起きた場合、業務の継続性が失われ、村民にしわ寄せが行ってしまうということもあるのではないかと考えております。

人事異動は、人事権のある村長の専権事項ですので、個別具体的に、この人事がどうか、ある人事がどうか、そういうことは申すことはできないのですが、例えば、ある部署において課長を異動させるのであれば課長補佐は残すだとか、その逆もあるかと思いますが、人事異動に際して、住民サービスの低下を招かないための何か基準のようなものを持っていないのかどうかについてお伺いします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

人事異動に対して、住民サービスの低下を招かないための基準を設けているのかどうかということでありますけれども、人事異動に関して基準ということがございますけれども、先ほども申しましたとおり、まずは、役場職員は幅広い分野の知識や経験を求められると思っております。人事異動を何年周期で行うといった具体的な基準は設けておりませんが、私が考えるには、特に若いうちはできるだけ多くの職場を経験できるような人事異動を行い、人材育成やキャリア形成にもつなげてまいりたいと考えております。

その中で、議員がおっしゃっているのは、人事異動の規模や異動対象ポストのバランスということだと思います。当然、部署における専門知識や経験の継続性といったものも必要となりますので、そういったことに配慮した人事異動はいつも心がけております。

ただ一方で、先ほども申し上げましたが、人事異動を行う理由として、職員の定年退職等による欠員ポストの補充や、国の制度改正や新たな住民ニーズに対応するための配置換えといったものも挙げられますので、特に課長ポストに退職者が多い年においては、多くの課長補佐を課長に充てる必要も生じてまいります。その結果としては、先ほど議員がおっしゃったような、課長と課長補佐が同時に異動するような状況もどうしても起きてしまうこともございます。このような場合においても、適材適所の人事異動により住民サービスの低下を招かないように努めておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） それでは次に移ります。

役場職員は幅広い分野の知識や経験が求められるので、できるだけ多くの職場を経験できるような人事異動を心がけているとのことでした。

ただ、見ていますと、職員によって、同じ部署に長期間在籍している者、また、短期間で異動になる者の差があるように思えます。これらの長期在籍者、短期在籍者についてはどのような考え方に基づいているのかについて伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、幅広い分野の知識や経験を得られるよう、また、できるだけ多くの職場を経験できるよう、定期的な人事異動を心がけている一方で、継続的な専門知識、経験も部署や係ごとに求められるといったところで、適材適所の人事異動を考えたときに、異動期間が必ずしも一律的な対応とならずに、在籍期間に差が生じてくることもございます。ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（真船正康君） 1 1 番矢吹利夫君。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 再質問いたします。

継続的な専門知識、経験が部署ごとに必要というのは、私も同感です。ただ、継続性を考慮しているということであれば、先ほど申し上げましたような、例えば、課長も課長補佐も同時に異動となってしまうのは少なくとも避けるといった、何かしらの基準になるものがあるのもいいのではないかと思います。このことについてどのように考えるか再度お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

極力そのようなことも配慮しておりますけれども、これまで申し上げましたように、いろんな要素を総合的に考慮した結果として、ベストという考えの下、人事異動を行っております。

また、私の経験でありましたけれども、建設課から学校教育課長、最後に2年拝命しました。そのときもやはり課長と補佐が同時に異動、新たなスタートをしたことを思い起こしました。職員はそれだけのスキル、能力があると私は信じておまして、そういったことも踏まえながら人事異動を行っているところであります。

○議長（真船正康君） 1 1 番矢吹利夫君。

○ 1 1 番（矢吹利夫君） 再質問いたしますが、様々な部署を経験することにより、幅広い分野にわたる知識や経験を身につけることができるということもあるかもしれませんが、職員が異動することによって、その部署を訪れた村民は、過去に説明したことをまた説明し直さなければならないといったことも起こることも考えられます。

逆に、人事異動の間隔を長くすることにより、職員の専門的な知識をより深めさせることで村民へのサービスを向上させるという考え方もあるのではないかと思います。このことについてどのようにお考えですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

人事異動の間隔を今よりも長くすることが専門的な知識を深めることにつながるといのは、議員ご指摘のとおりだと私も思います。幅広い知識と専門的な知識のいずれも重要な要素には違いありませんので、どちらのやり方が正しいとか間違っているとかという問題ではないと思っております。

ただ、私としましては、様々な部署を経験して知識や経験を幅広く習得することで職員としての幅を広げ、柔軟な対応ができるようになるといった要素をより重要視しているということですので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） さらに質問いたしますが、どちらが正しいとか間違っているとかという問題ではないということは私も同じ意見です。また、村長が様々な部署を経験することのメリットを重視しているということは分かりました。

それはそれとして、部署の継続性を考えたときには、先ほども質問いたしました、例えばこの部署については人事異動の間隔をもう少しだけ長くして、もう少し専門性を持った職員を配慮するとか、ケース・バイ・ケースで村民サービスの向上につなげていくというやり方があっていいのではないかと思います。

また、こちら先ほど申し上げておりますが、例えば課長か課長補佐かどちらかは異動の対象にせずに残すだとか、部署の半数を超える異動は行わないだとか、住民サービスに支障が生じないための何かしらの基準を設けていただければと思っておりますが、このことについて再度お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まず何よりも、住民サービスが求められることであります。議員ご指摘の事項も考慮しながら、そのときそのときで最善と思えるバランスの取れた人事異動に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） では、人事異動についての最後の質問になりますが、職員の昇任については、村長はどのような基準で行っているのかについてお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 職員の昇任についてということでもありますけれども、職員を上位の職に任命する昇任につきましては、その基準となる規則がありますので、その規則の規定に基づき行っております。具体的に申しますと、職員としての経験年数あるいは勤務成績ですとか、そういったことを勘案して決定しております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 昇任については規則に基づき行っているとのことでしたので、このことについては理解いたしました。

ここまで職員の人事異動について質問してまいりましたが、その年その年で職員の状況も異なりますので基準を設けることが簡単ではないといのは、そのとおりだと

思います。また、先ほど申し上げましたとおり、人事権は村長の専権事項ですので個別具体的な人事異動については質問いたしません。今後、人事異動によって部署の継続性が失われ、村民サービスの低下を招くことがくれぐれもないようお願いいたしますと申し上げて、この質問は終わります。

次の質問、2、観光行政について。

西郷村温泉健康センターちゃぼランド西郷について、西郷村家族旅行村キョロロン村について、関連がありますので併せて伺います。

ちゃぼランド西郷、キョロロン村が閉鎖して2年がたちました。まず、両施設の利活用の現在の進捗状況はどうなっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 11番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

西郷村温泉健康センターと西郷村家族旅行村の現在の進捗状況ということでお答えいたします。

現在、甲子・新甲子地区の観光の再建を目指し、西郷観光株式会社の持つ建物につきましては、議会の承認を得まして購入をしたところでございます。また、温泉健康センター、家族旅行村周辺の土地につきましては、村において取得を目指し、敷地の測量を現在引き続き行っているところでございます。この測量や買取りまでの工程につきましては、林野庁の立会いや審査会などに時間を要するものがございますので、年度内に完了する見込みとなっております。

施設の利活用につきましては、様々な選択肢を排除せず、西郷村にとってよりよい再建を目指して皆様にお示ししなければならないところ、時間がかかってしまい、大変申し訳ございません。西郷村温泉健康センター等利活用検討委員会の活用や民間事業者とのコンタクト、再建計画の作成等、早急な施設の再建を目指し取り組んでいく所存でございます。

今までコロナ禍において行動制限がかかり、先が見えない中、特に観光、宿泊、温泉等の誘客施設はダメージを受けているというところでもございまして、新規で参入しようという企業も、興味は持っていただいてもなかなか踏み込んだ話ができないという現状がございました。

今年度、新たに商工係が設置されましたので、観光係と協力し、温泉健康センター、家族旅行村と企業誘致を合わせて、民間事業者へのアプローチを積極的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問しますが、それでは、利活用検討委員会は何名の委員で、どのようなメンバーで構成されているのか、また、いつからこの委員会は動いているのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村温泉健康センター等利活用検討委員会についてお答えいたします。

西郷村温泉健康センター等利活用検討委員会は、設置要綱を令和3年6月18日に制定し、同年8月23日に村長より委嘱を受け委員会を設置しております。

なお、メンバーにつきましては、弁護士や税理士、銀行支店長、環境省職員、地元住民等となっております。（不規則発言あり）7名でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは再質問します。

令和2年に休業してから2年以上経過しておりますが、温泉施設の再開を目指すとして維持管理を行っているが、令和3年度に維持管理費の経費はどれくらいかかったのか伺います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

西郷村温泉健康センターの令和3年度の維持管理費についてお答えいたします。

まず、ボイラーの重油や施設の電気代、温泉水道代等で約1,288万円、ボイラー設備の点検、管理、機械警備システム等で約455万6,000円、ボイラーの修繕で約145万6,000円。そのほか、冬期間のねころんぼ広場駐車場を含め除雪等、合わせて約2,263万7,000円となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） では再度質問しますが、キョロロン村は西郷観光のものだが、ねころんぼ広場や休憩所は村で管理していた。その維持管理費はどれくらいかお示してください。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

キョロロン村の西郷村管理分の令和3年度の維持管理費についてお答えいたします。

ねころんぼ広場トイレ及び休憩所の清掃で約59万円、広場の草刈りで約35万円、温泉健康センターを含めた西郷村管理分の土地賃借料が137万5,000円、合わせて234万3,000円となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問します。

ちゃぼランド西郷、キョロロン村を合わせて2,500万円も使っている。何もせず維持管理だけ、施設に2,500万円も毎年支出しているのは村民が納得しないのではないか。村長は温泉施設の再開を目指しているが、温泉ではなくほかの利用も含めて考え、温泉とボイラーの維持管理をやめたらどうですか。燃料と光熱費の1,200万円、管理、点検の450万円、修繕の150万円、それだけで1,800万円近く削減できます。決断するときではないですか。

高齢者の健康増進を行うなら、もっと役場近くに温泉を掘るか、また、甲子・新甲子日帰り温泉に補助券を出すとか、ちゃぼランドがなくてもいいのではないかと伺います。これは村長に伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。



○村長（高橋廣志君） 私のほうからお答えいたします。

最後のほうに高齢者の健康増進を行うなら、もっと近くの温泉を掘るか、甲子・新甲子温泉の日帰り温泉に補助をすとかというお話がありました。それも一つの選択肢でもあるかと思います。

今年度については、先ほど申し上げましたとおり、再建と企業誘致に力を入れ、商工係と観光係とで協力し、温泉健康センター、家族旅行村、企業誘致に関して民間事業への積極的なアプローチを進め、西郷村にとって、よりよい事業提案をお受けできればと考えております。その上で利活用検討委員会での検討、甲子・新甲子地区の再建計画の策定と進めていきたいと考えております。利活用の選択肢を残すための維持管理でありますので、どうかご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは次の質問をします。

質問の3番目、甲子地区はホテルや旅館は廃業して宿泊業が減っている。観光地のトイレは古くて汚い。今の人はあんなところは使いません。また、観光地の看板も何か所か消えて、また案内板も小さい。

先日ですか、火野正平さんが西郷瀨に訪問に行ったのをテレビで放映しましたけれども、「こころ旅」ということで。それで見落とす。車でなく自転車でゆっくり行って見落とすような案内で、通り過ぎて戻ってきたような。そういうことで力が入っていないなというように私は感じたんだが、これらのことを踏まえ、これからの西郷村の観光行政についてビジョンがありましたら村長に伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） ビジョンということでありますけれども、これからの観光行政につきましても、第1に、先ほどの質問でもございました甲子地区観光の再建を考えております。

再建の1点目として、周辺の企業との連携を図り、村民の雇用を生み出すこと、2点目として、那須町、下郷町、白河市の周辺市町村との観光での連携をすること、3点目として、長く甲子・新甲子地区で営業を続けるビジョンを持つことなどを条件に、利活用検討委員会のご意見を参考としつつ再建計画を策定してまいりたいと考えております。民間事業者の持つ優れた経営力、時代に敏感なセンス、経営力等にこれらの施設等の運営を託すことも選択肢の一つであると考えております。

甲子・新甲子地区の再興を図るために、様々な選択肢を排除せず、甲子・新甲子地区の皆様はもちろんのこと、村民の皆様方や観光に訪れる村外の皆様方に対して、よりよい健全な施設再建をしてまいりたいと考えております。

第2に、新たな観光資源の開発であります。

現在、西郷村では、着地型観光としてフットパス事業を行っております。今、西郷村にある自然や歴史、地場産品などを活用したフットパスコースをつくり、地元の方との触れ合いを深め、楽しく村内を歩いていただくコンテンツ作成を目指しております。

また、来年、日本フットパス協会の全国大会も予定しており、全国的に西郷村のよさをアピールできるチャンスとっております。

また、台上地区では、今年5月5日にTOKIO-BAに関する報道もあり、全国の皆さんに西郷村を知っていただき注目されているところであります。TOKIO-BAに関しましては、株式会社TOKIOが主体となって行っている民間事業で、現在は、先方の意思により、県のTOKIO課を通してのかかわりとなっている状況であります。

TOKIOは、震災の復興、特に福島県の復興のためにご活躍されており、福島県民にとってもなじみ深く、好意的な印象をお持ちである方も多いと思います。現在、全国の方にこの場所で何がしたいかを募集しているということですが、村でもTOKIO-BAを使ったイベント等、何か西郷村と共同でできないかというアピールもしているところでございます。

今後も、引き続き西郷村とのかかわり合いについて打診を続け、コンタクトを取っていきたいと考えております。

第3といたしましては、観光施設の維持管理をしっかりと実施していきたいと考えております。

西の郷や新甲子遊歩道、ねころぼ広場や休憩所等の修繕、剣桂や西郷瀨、雪割橋等にあるトイレの清掃等、西郷村に来ていただいた方が快適に過ごせる空間づくりを引き続き行ってまいりたいと考えております。

ただ維持管理するのではなく、時代に合わせた整備も必要と考えております。限られた予算の中で取捨選択し、最良のものを残していかなければならないと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後に申し上げますが、村としてのビジョンは理解するところではありますが、村長には、いずれにせよ、できるだけ早く決断、また方向性を取っていただきたい。この件の質問はこれで終わります。

次に移ります。

質問の3番目、新型コロナウイルス感染症については、令和4年3月の第1回定例会でも質問させていただきましたが、その後の状況、推移を確認したいと思います。

質問の1点目、村内の新型コロナウイルス感染症の感染状況について伺います。

現在までの西郷村の年代別の感染状況がどのようになっているのかお示し願います。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま健康推進課長より資料の配付を求められましたので、暫時休憩いたします。

（午前10時35分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前10時36分）

○議長（真船正康君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 11番矢吹利夫議員のご質問にお答えいたします。

今ほど配付をさせていただきました資料は、1枚目が、質問通告の第1の村内の新型コロナウイルス感染症の感染状況でございます。2枚目、3枚目は、質問通告の2番目の新型コロナワクチンの接種状況の表になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

資料1番目の左上の棒グラフにつきましては、令和2年11月から今までの男女別の感染状況でございます。左下は、同じく年代別の感染状況になっております。右上、円グラフのほうは、男女別・年代別の状況でございます。右下のほうは、年代別の感染状況ということでございます。

令和2年11月に感染者が確認されて以降、令和4年6月6日現在で595人の感染が判明しております。年代別では、10歳未満が111人、10代が96人、20代が98人、30代が94人、40代が96人、50代以上が合わせて100人となっております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次に、直近5月、6月の感染状況はどのようになっているのか、また、4月以前の感染状況とは違いはあるのかお示し願ひます。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

4月以前の状況を申し上げますと、2月以降には10歳未満、10代の感染が増え始め、3月に子どもたちの感染は一旦落ち着きを見せました。4月になり、再び子どもたちの感染が増加しました。5月は、その保護者の年齢に当たると思われる世代の30代の感染者が最も多く、30名となっております。6月につきましては、6日までの状況になりますけれども、施設入所高齢者の感染を確認しております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問しますが、令和4年6月8日付の新聞報道で、村内の特別養護老人ホーム太陽の国、やまぶき荘で複数の感染者が出ているとの報道がありました。クラスタが発生したとの認識でよいのか伺ひます。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

令和4年6月10日付で、太陽の国管理センター所長より、やまぶき荘職員及び入居者感染の報告が来ております。それによりますと、6月2日に職員1名の感染が判明、7日に入居者4名、8日に入居者1名、10日に職員3名、合計9名の感染が判明しております。また、福島県対策本部でも、6月11日にやまぶき荘でクラスタが発生したことを公表しております。

太陽の国所長からの報告によりますと、現在、県南保健福祉事務所、福島県立医大

附属病院感染症制御チーム、福島県対策本部のクラスター対策班が現地に入りまして、その指導の下、施設内感染の拡大防止に全力で取り組んでいるとの報告でございます。

なお、県からの情報によりますと、施設利用者、職員の検査は終了しまして、現在は経過観察中とのことで、これ以上の拡大はないというふうに思われております。

以上です。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次の質問に移ります。

質問の2番目、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてお伺いいたします。

まず、現在までの3回目の接種状況をお示し願います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

先ほど配付した資料の2枚目、3枚目をご覧くださいと思います。

資料2枚目のほうが、10代、12歳以上の方の3回目接種の状況でございます。上から、10代、20代、30代、最後に80代までということで、年代別になっております。縦のほうが男性別、女性別、合計のワクチンの接種状況になっております。

合計で、現在までのところ、対象の方1万7,977人のうち、1万3,480人の接種が終了しておりまして、接種率のほうは74.98%となっております。

3枚目の資料をご覧くださいと思います。

こちらは、小児の方、5歳から11歳の方の接種の状況でございます。1回目为上のほうの表になっております。2回目が下のほうの表になっております。1回目接種が終了した方が対象者のうちの41.24%、2回接種を完了した方が37.18%というふうになってございます。

村では、令和3年5月より65歳以上の高齢者から順にワクチン接種を、12歳以上のワクチン接種希望者に対して、村保健福祉センターでの集団接種、医療機関での個別接種で実施してまいりました。

さらに、令和4年2月からは3回目の接種が開始され、令和4年6月7日現在、3回目の接種を追えているのは、1万7,977人に対して1万3,480人、接種率は74.98%となっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 配付資料によると若年層の接種実績が低くなっているが、その理由は把握しているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

配付資料の2枚目をご覧くださいと思います。

高齢者から50歳代までの接種率は、全て、どの年代でも80%以上に達しております。40歳代で73%、30歳代で62%、20歳代で58%、12歳以上の10歳代で38%の接種率で、年齢が低くなるにつれ接種率が低くなっている状況で

ございます。

12歳から17歳の3回目接種については、5月下旬から接種を開始して間もないため、予約しているがまだ接種していない方が376名いらっしゃいますので、最終的な接種率は60%を超えると見込まれております。

若年層の接種率が低い原因として考えられることは、若い人は重症化率が低く、自分は大丈夫と考えている方が多いこと、ワクチンの副反応に対する不安などが考えられます。また、現在流行しているオミクロン株は、かかっても軽症や無症状の方が多く、自分は2回接種しているので大丈夫との思いもあるのではないかというふうを考えております。

以上です。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） それでは、4月から実施している5歳から11歳までの小児の接種状況がどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

5歳から11歳の小児の方の接種状況ですが、6月7日現在、対象者1,400人に対して、1回目接種者579名、接種率は41.24%となっております。2回目接種済み者は522人、接種率は37.18%となっております。

2回目につきましては、6月16日、17日に個別接種を予定しておりますので、最終的な接種率は1回目と同等というふうに見込んでおります。

小児接種につきましては、接種に対する努力義務の規定が除外されておりますので、村では12歳以上の方と同様の接種勧奨は実施しておりませんが、保護者の方で接種に迷っておられる方もいるというふうに思われますので、ワクチンの有効性と説明を丁寧に行い、保護者の方の相談に応じてまいりたいというふうを考えております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次の質問に移ります。

5月12日付の新聞報道によると、白河市の集団接種会場で、使用済みの注射器を別の方に誤って使用したとの報道がありましたが、西郷村のワクチン管理状況はどうなっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

西郷村では、ワクチンの管理について、複数の職員による管理体制を取っております。ワクチン充填は、必ず保健師がワクチン管理を担当し、看護師が2名で充填しております。その都度、詰める量を目視にて確認し、また、接種済みの注射器の処理についても、医療廃棄の容器に廃棄するようにしているため、一度使用した注射器が混在しないような対応をしております。個別医療機関での接種につきましても、ワクチンの管理等を徹底するように指示を出しております。

今後も、ワクチン管理につきましては、安全管理を徹底して安全な接種に努めてま

いりたいと思っております。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次に、ワクチン接種の副反応について伺います。

私もそうなんだけれども、住民の方から、3回目接種した後の副反応がひどかったというような話を聞いていますが、実態はどうか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

ワクチンの副反応につきましては、村独自の調査は実施しておりませんが、3回目を接種した方からは、一般的な副反応症状であります頭痛、発熱、だるさ、痛み、悪寒などがあつたとの報告をいただいております。

ワクチン接種は、体内に異物を投入し、免疫反応を誘導し、感染に対する免疫を付与することを目的として行われるため、効果とともに副反応が生じ得るということをご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、3回目接種時の副反応ですが、2回の接種により抗体を獲得しているところに、さらにワクチンを接種するということとなりますので、その方の体質により副反応が強くなる可能性があるというふうに言われております。

以上です。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次の質問に移ります。

質問3、今後の接種計画について伺います。

新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種が開始されるとお聞きしていますが、日程、対象者、接種方法について決まっているか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 今後の接種計画についてお答えいたします。

4回目のワクチン接種の計画ですが、7月1日から9月30日の接種期間で実施できるよう、現在、準備を進めております。

4回目の接種対象者は、まず60歳以上の方、あと、18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他、重症リスクが高いと医師が認める方というふうになっております。

接種間隔につきましては、それぞれ3回目接種をした日から少なくとも5か月以上空けることというふうにされております。

村の4回接種の60歳以上の対象者は約5,800名、基礎疾患を有する者がおおよそ1,000名、合計6,800名が対象になる予定でございます。

接種方法につきましては、村保健福祉センターでの集団接種、医療機関での個別接種及び高齢者施設等での接種を実施し、保健福祉センターでの集団接種を11回、医療機関での個別接種を12回、計画しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） では、4回目接種について伺いますが、村民にどのような方法で周知していくのか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 4回目接種についての周知についてお答えをいたします。

まず、5月26日に、4回目接種対象者、基礎疾患を有する方の申請方法をお示しましたチラシを全戸配布させていただいております。さらに、防災infoにしごう、ホームページ、村広報紙等で周知をしまいたいと思っております。

6月8日に、60歳以上の対象者、今年の2月末で3回目接種を終了した方には接種券の発送を始めております。随時、3回目を終了しました対象者について接種券を発送をしまいたいと思っております。4回目接種が円滑に実施されるよう対応をしまいたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次の質問に移ります。

最後になりますが、質問の4番目、新型コロナウイルス感染者に対する行政としての対応、対策計画について伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

村では、新型コロナウイルスの感染者の情報提供があった場合、その都度、対策本部を開催しまして、関係各課間での情報共有と対応策の協議を行っております。対策本部は、村長を本部長とし、総務課、健康推進課等の関係各課の長で構成され、感染の案件ごとに関係各課と協議を行い、施設の閉鎖等の協議を実施しております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次に、村内の小・中学校、幼稚園で感染者が出た場合の対応について伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 11番矢吹議員の一般質問にお答えいたします。

小・中学校、幼稚園で感染者が出た場合の対応につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染者が確認された場合、園児・児童・生徒については出席停止の措置を取り、教職員等の場合も出勤停止の対応をしております。また、園児・児童・生徒、教職員等が濃厚接触者と判定されたときも同様の措置を取ります。

同時に、スクールサポーター、サポートスタッフによるふだんからの消毒作業に加えて、全職員で感染者が利用した教室、水道場やトイレ、昇降口等の消毒作業を実施し、感染拡大防止に努めております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） では、感染者が判明した場合の学級閉鎖等の対策がどのようになったか伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 学級閉鎖の対策でございますが、学級閉鎖等の状況につきましては、西郷村立幼稚園では、5月17日から5月20日までの4日間、一部のクラスのみ学級閉鎖となりました。また、熊倉小学校では、5月23日から5月25日までの3日間、一部のクラスのみ学級閉鎖となりました。いずれも、感染拡大防止策として学級閉鎖を行っていたところでございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次に、新型コロナウイルス感染症に対する保育園の対応についてどのようになっているのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番矢吹利夫議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に対する保育園の対応についてであります。新型コロナウイルスの陽性者が確認された場合には、まず、保健所より陽性判明の連絡が保護者に入ります。保護者から保育園への陽性判明の連絡となります。保育園は、保護者から報告を受け、保健所等の指示を仰ぎながら濃厚接触者の有無を確認しつつ、施設の管理者が休園とするかどうかの判断を行います。

なお、濃厚接触者がいた場合、陽性となった園児の保護者にその旨を説明し、濃厚接触者への説明の了承をいただき、了承が取れた段階で、濃厚接触者に該当する保護者の方へ保育園よりご連絡させていただき、自宅待機等のご連絡を行っております。

同時に、陽性者が利用した教室や遊具等のふだんからの消毒に加え、より念入りな消毒を職員により実施し、保育園内での感染拡大防止に努めておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 議長に発言の訂正を。

先ほど「保育所」と申し上げましたが、「保育園」です。失礼しました。訂正をお願いします。

○議長（真船正康君） 「保育園」と訂正。

○11番（矢吹利夫君） はい。「保育所」と私言いましたが、「保育園」です。訂正をお願いします。

○議長（真船正康君） 許します。訂正します。

矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 再質問します。

調査の結果、濃厚接触者とはならなかったが、感染者と接触の履歴があった園児、先生方の対応はどのようにしているのか伺います。

○議長（真船正康君） 矢吹議員、休憩の時間なんですけど続行してよろしいでしょうか。



○11番（矢吹利夫君） もう少しで終わります。

○議長（真船正康君） 分かりました。続行いたします。

福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番矢吹議員の再質問にお答えいたします。

濃厚接触者に特定されない園児及び職員につきましては、体調管理を徹底し、登園、出勤をしていただいております。また、継続して開園する場合も休園する場合にも、園児の体調に変化がないか、通園している場合には、ふだん以上に園児、職員の体調管理に気をつけ、休園した場合には、保護者との連絡を取り合うなどして園児の健康を見守り、感染拡大に努めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 次に、感染者が発生した場合の園の閉鎖等の状況について伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番矢吹利夫君議員の再質問にお答えいたします。

園閉鎖等の状況であります。4月から園閉鎖となった保育園は川谷保育園で、4月21日から4月25日までの5日間、また、学級閉鎖につきましては、まきば保育園で5月7日から5月13日までの7日間、一部のクラスのみ学級閉鎖となりました。また、みずほ保育園で、4月9日から4月15日までの7日間と4月27日から5月2日までの7日間、5月21日から5月27日までの7日間の3回にわたり、一部のクラスのみ学級閉鎖となりました。

以上となります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後になりますが、クラスターにはなっていなかったのか伺います。

○議長（真船正康君） 福祉課長。

○福祉課長（相川佐江子君） 11番矢吹利夫君議員の再質問にお答えいたします。

クラスターにはなっておりません。

なお、引き続き感染対策を徹底し、子どもたちの感染拡大防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君。

○11番（矢吹利夫君） 最後に、従事している関係職員には、大変ですが、なお一層の徹底した管理、感染防止対策に努めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問は終わります。

○議長（真船正康君） 11番矢吹利夫君の一般質問は終わりました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） 一般質問の途中ではありますが、これより午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時05分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

通告第2、12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

◇ 1 2 番 上田秀人君

1. 高齢者福祉計画と介護保険事業について
2. 子育て支援と子ども・子育てに関する情報保護について
3. 農業行政について

○ 1 2 番（上田秀人君） 1 2 番、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の 1 点目といたしまして、高齢者福祉計画と介護保険事業についてというところでございます。

まず、村が掲げる高齢者福祉の基本理念とは何か伺いますということで伺おうかと思っただけですけども、今回、村のほうから配付いただいた西郷村第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画というものが手元にございましたので、これをちょっとページを開いてみたら、25 ページの中に基本理念ということで、ここにうたわれていました。

1、基本理念としまして、上 2 行を飛ばしまして、「本計画では、総合振興計画の保健・医療・福祉分野の基本目標を踏まえつつ、引き続き『共生社会』の構築等に取り組んでいくことが重要であると考え、本計画の基本理念として、以下を継続します。」ということで、これは、前の計画から基本理念として、「高齢期における自立した生活の維持 みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築」というふうに書いてございます。

そこで確認したいと思うんですけども、村が定めたこの第 9 次の高齢者保健福祉計画並びに第 8 期介護保険事業計画にある基本理念でいいのか確認したいと思えますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○ 村長（高橋廣志君） 1 2 番上田議員の高齢者福祉計画と介護保険事業についての質問にお答えいたします。

基本理念はそこに書かれているのでよいかとということでもありますけれども、高齢者福祉計画と介護保険事業についてでありますけれども、村の最上位計画であります総合振興計画、その中の保健・医療・福祉分野において、「自分らしく生き、笑顔があふれるむらづくり」を基本目標としております。

また、2025 年、2040 年を見据えて、高齢者ができる限り住み慣れた地域で生きがいと尊厳を持って暮らしていくため、村の特性を生かした地域包括ケアシステムをより一層、深化・推進し、地域共生社会の実現を目指すことが必要と考えられます。

今期の西郷村第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画では、前期計画の基本理念である、先ほど議員がお話しされましたように「共生社会の構築」を継承し、「高齢期における自立した生活の維持 みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築」を基本理念とし、高齢者福祉の推進を図っていくものと考えております。

○ 議長（真船正康君） 1 2 番上田秀人君の再質問を許します。1 2 番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁いただきまして、基本理念はこれでいいというので理解をしたいと思います。

そこで、2点目の上記の基本理念に基づく取組状況と成果について伺いますということで、取組状況と成果ということなものですから、特に、今お話ししましたね、西郷村の第9次高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画、これは令和3年から令和5年度においての年度途中ということで、取組状況についてのお話はいただけるのかなと思ったんですけども、成果についてはまだまとまっていないだろうということで、1つ前の西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画、平成30年から32年、これは年号が変わる前の年号になっていますけれども、この中でちょっと確認したいなと思います。

この冊子では29ページの中に、基本計画の目標といたしまして「健康づくり・介護予防の推進」ということで、「健康づくり対策を一層進めるとともに」ということで、介護予防の効果的な推進を図り、「高齢者の社会参加を促し、地域の実情に応じた住民主体によるサービスの充実をめざします」と。「生涯学習や生涯スポーツ、交流を推進するとともに、」高齢者が持つ「自らの経験や知識、技能を活かして、積極的な役割を果たしていけるよう、関係機関や地域団体の連携・協力により、高齢者にふさわしい仕事やボランティア・NPO活動等の促進を図ります。」ということで、まず1点目、基本的な目標が書かれています。

これは、3年間の年度が経過していますので、この目標に対して実績がどうだったのか、そして成果はどういうものだったのか伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 12番上田議員の第8次高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画の実績及び成果についてのご質問にお答えいたします。

実績については、それぞれ、こちらの保健福祉計画のほうに書いてあるとおり、高齢者福祉事業については多岐にわたって事業を実施しておりますので、32ページ以降の実績値をご覧いただければというふうに思っております。

それらを検証した上で、さらに住民の方々、特に高齢者の方々からのニーズ調査を実施した上で、今度は第9次の高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を策定しております。その中で、村としては、地域包括ケアシステム、特に健康づくり、介護予防と地域支援事業、要は、地域と連携した高齢者福祉というのを重点的に、今度は第9次・第8期介護保険事業計画以降で実現していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいま答弁いただきました。

続いて、この計画の基本目標ということで、これは第8次高齢者福祉計画、あと第7期の介護保険事業計画の中からお話ししますね。

基本目標の2、「地域包括ケア体制の充実」ということでうたっております。これは、この後の質問で地域包括ケアシステムについてお話をしますので、1つ飛ばします。

基本目標の3、「利用者本位の介護保険事業の推進」ということでいろいろ書いてございます。これも飛ばしまして、基本目標の4、「高齢者福祉の充実」ということで結構いろいろ書いてあります。「様々な生活支援サービス等を提供し」ということで、「高齢者の自立した生活を支援します」と。さらには、前回もお話ししましたけれども、今後、認知症になられる方が増えるのではないかとということで、厚労省のほうからも通達が来ているかと思えますけれども、この「認知症についての住民の理解を深めるとともに、早期に発見、対応できる体制や、認知症高齢者や家族を支える仕組みづくりにも取り組みます。加えて、高齢者虐待は人権侵害であることから」、本当にそのとおりですね、「虐待を防止することとともに、被害者や養護者の支援を進めます。」とあります。

これ、きちんと記録を残したいと思っておりますので、具体的にどういうふうに行われているかというのをちょっとお示しいただければなと思っております。

まず、「認知症についての住民の理解を深める」、どうやって認知症のことを住民の方に理解してもらっているのか、あとは「早期に発見、対応できる体制や、認知症高齢者や家族を支える仕組みづくり」、あと虐待防止、「被害者や養護者の支援を進めます」となっていますけれども、どのように具体的に対応されているのかお示ください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 認知症及び高齢者虐待の体制ということでのご質問にお答えいたします。

まず、認知症につきましては、介護保険事業の中の地域支援事業の取組の一つとして認知症総合支援事業を実施しております。

認知症の方が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、西郷村地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しまして、認知症の人の状態に応じて必要なサービスが適切に提供されるよう、医療機関や介護サービス、地域の支援機関や、認知症の人やその家族を対象とした相談業務の強化を図っております。

また、認知症サポーター養成講座を定期的で開催しております。認知症の正しい理解、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する認知症サポーターを養成することにより、地域の見守り強化を図ることへつながっております。

また、現在、コロナ禍で実施を見合わせております認知症カフェ、森のカフェにつきましては、認知症の本人及び家族が地域の身近な場所で医療、保健、福祉の専門職に相談しながら地域住民と交流ができる場所として、今年度、実施再開を検討しております。

また、虐待につきましては、村のほうにも虐待防止の委員会を設置しまして、そういった事例があった場合に適切に対処ができるような体制を取っております。また、

そういった対応の場合は、当然、行政保健師等の専門職での対応というのが必要になってまいりますので、村としても行政保健師を新たに採用しまして、そういった部署につけることによって対応を強化している最中ということでご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、話を聞いていてちょっと思ったのが、まず、地域包括支援センターにお願いをしていると。私が聞いているのは村の対応を聞いている。担当課としてどういう対応をされているのか聞いているんです。そのことをお答えください。

それと、虐待に関して、発生してしまった場合、専門職がいてその対応をするというお話だったんですけども、これは、介護保険が始まる前から言われている話だよ。お年寄りに対して虐待と、虐待という言葉が適正なのか、虐待だろうね、今の言葉でいけば。虐待的なことがあるということでそれが表に出づらかった。

それで、2000年に介護保険が始まったときに、家族介護から社会全体で支える介護となったときに初めて、その家の日のあまり当たらない、暗いような部屋に閉じこめられていたお年寄りの方が、ようやく表に出てこれるようなシステムが作り始められると思った。

ところが、今、全然違うような内容になってきているけれども、それは後から触れますけれどもね。そういった面で、虐待とかという被害者の内容というのは表に出づらな話なんです。それを村はどうやって拾うか、そのことをこの3年間でどう対応されたのかを私は聞いているんです。お答えください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、認知症の方の対応でございますけれども、村のほうとしては、先ほどご説明させていただいたような事業を、地域包括支援センター、村のほうで社会福祉協議会のほうに委託しております地域包括支援センターと、村の高齢者支援係及び保健係、あと介護保険係等の職員が連携して、そういった方の支援に当たっております。

虐待についても同じです。例えば、個別案件ごとにケア会議を開催して、そういった方が地域で暮らしていけるような体制を取っているということでございます。

また、そういった困り事をお持ちになっている高齢者の方をどうやって拾ってまいるかというようなご質問でございますけれども、西郷村のほうでは、現在、トータルサポート支援事業というのを実施しておりますので、その協力員の方が、基本、65歳以上の高齢者の方全員の家庭に訪問をさせていただいて、困り事がないでしょうか、今、体の調子はどうですかというようなことを全部拾い上げて、その中から、そういった虐待の案件が相談できるような体制を実施しているということでご理解いただければと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） ただいまいろいろ答弁いただいたんですけども、村の職員としてどうなんだというのを私は問いかけている。地域包括支援センターとかトータル

サポートセンターの係の方が一生懸命歩かされているのも聞いています。訪問されているのも聞いています。いろんな話を聞いてくれているのも聞いています。

ところが、その持って帰ってきたものを職員に伝えるときに、そこでワンクッション入ってしまいますよねということ。そういう話を聞いたとき、即、職員は対応しているのですか。そこを確認したい、いかがですか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

トータルサポート事業につきましては、村と委託先の社会福祉協議会のほうで定期的に会議を開いて、そこでトータルサポートの支援員の方が集めてきた情報、高齢者に関する情報を共有して、それぞれ対応を協議しているところでございます。

また、そういった住民の方、特に高齢者の方から出た要望につきましては、定期的に管理職会議のほうで、私から各課のほうに情報の共有をさせていただいておまして、そういった住民の声は漏れなく各行政のほうに届くような体制づくりを目指してやっておるところでございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 言葉だけを聞いていると、何か一生懸命やっているな、多分やっているんだろうとは思いますが、今言われたように、会議の中でどうのこうのという話がありましたよね。年寄りの方というのはなかなか、例えば、家族からこういうことをされていますとか虐待を受けていますなどという話はまず出てこないと思う。それを深く読み取るのが皆さん方の仕事じゃないのかなと思っています。

これじゃ話をしてもなかなかあれなんで、次の地域包括ケアシステムから見える高齢者福祉、介護保険の。問題点についてということで伺います。今の話は保留しておきますからね。

2000年4月から、家族介護から社会全体で支える介護と称されて介護保険が始まりました。今申し上げましたよね。それから、今年が2022年ですから、この21年間の時間が過ぎて、今、22年目になっている。この間に幾度となく、この介護保険というのは制度改正が行われてきた。高齢者福祉、介護保険は大きく様変わりしたというふうに私は認識しております。

そこで伺いたいと思うんですけれども、2005年に大幅な改正が行われて、予防重視型のシステムが導入された。そのときに、要支援1、2の利用者が予防給付へと移行された。このときに、今、話に出ている地域包括支援センターなるものが創設されました。さらに、2011年の改正に伴って、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の拡充ということで、地域包括ケアシステムが本格的に導入されたことと私は理解しております。

この地域包括ケアシステムから見える、いわゆる高齢者福祉、介護保険事業に関して、村としては問題があるのかなのか、もし問題があるとすればどこに問題があるのか伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

高齢者の支援を目的として、住まい・生活支援・介護・医療・予防が一体となった総合的なサービスを地域で提供する仕組みが地域包括ケアシステムということになります。村では、地域包括ケアシステムの充実に向け、介護予防、地域支援事業の取組を強化しております。

さらに、現在計画しております広域型特別養護老人ホームを中心とした高齢者福祉タウン計画を実現させることにより、介護や住まいといった分野の強化を図ってまいりたいというふうに思っております。

議員ご指摘のように、地域包括ケアシステムにつきましては多くの課題が内包されております。その中で本村において課題となっているのは、医療体制の不足と、あと医療・介護の連携でございます。このような医療における課題を解決するために、平成28年度より西白河郡5市町村共同で、一般社団法人白河医師会に委託しまして白河地域在宅医療拠点センターを設置し、在宅医療・介護連携に関する取組を強化しているところでございますけれども、まだまだ認知度が低く、利用者も少ないというような状況でございます。

今後、在宅医療と介護の一体的な支援を行うため、さらに機能強化を図るとともに、住民への普及啓発を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長も同じ考えですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、担当課長が説明したとおりで、私も一緒の考えであります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 担当課長が答弁されるのはもう仕方ないと思うんです。そのとおり答えるしかないと思っております。介護保険法という法律の基に動かさなければいけないと。私、よく事務方に言っている話が、皆さん方は法律の真ん中を行かなければ駄目ですよという話をしている。我々議会側と村長は政治家です。政治家は右に寄せるか左に寄せるか、それによっていかに村民の方が安心して暮らせるか、そのために努力すべきだという話をしています。

そこで、私から見るとこの問題点というのは、「公的」という文字が消えました。そこが一番大きい問題だと思っております。当初は、「公的介護保険」という言葉が使われていました。今は「介護保険」なんです。ここに私は大きな問題があるというふうに考えています。当初は、介護は社会全体で支えるものと言われました。今は全く違って違う。自立と自己責任、こればかりが強調されている。介護保険料や介護サービスの利用料など自己負担だけが増やされてきている。その反面、自己努力が強く求められています。介護する家族へも大きな負担が求められています。ここに大きな問題があるというふうに考えますけれども、これに対して行政としては大きな問題だとお考えになりませんか、村長、伺います。いかがですか。



○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

まずもって、私も、父がそういうような状況になっておりまして、本当に身にしみる今日であります。自立、自己といっても限度があります。やはり支えていかなければならないのは村の責任ということを考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そこに問題を感じませんかと私申し上げた。問題を感じてますよね。今、感じているということで理解します。

それで、以前、村長が村長に就任される前のお話ですけれども、これまで私、医療と介護についてお話ししたことがあります。担当課長からも答弁ありましたよね、医療と介護の連携が問題になっていますよということでお話しいただいたんですけれども、いわゆる病気で病院に入院しました。治る前に病状が一定化すれば、はい、退院してくださいよと病院のほうから出されてしまう。行き先は、お金のある人は介護施設のほうに行くしかない。退院を勧められたことによって、医者が行う医療行為だったものが、今度は看護師さんがやるようになってきている。それまで看護師が行ってきた診療補助が介護職へと渡された。それまで介護職の方が行ってきた生活援助や相談などを、制度上、何の資格も持たない一般の方、そういった方に互助やボランティアで対応を求めてきている。今、介護保険の事業というのはそういう流れになっています。

それが、以前ここでお話ししたように、私は、川の流に例えれば、上流から下流に向かって、お金のない人はどんどん下に流されてしまうと。どこかで救いの手を伸ばさなければいけないのではないかとお話をしたことがあるんですけれども、本当にこのシステムでいいのか、村長、伺います。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

かなり難しい質問でございます。これでいいのかというのは、システムはシステムでありまして、今、議員、おっしゃることはまさにそのとおりでありまして、村で何ができるかということは今後やっていかなければならないという思いであります。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村で何ができるのか考えていかなければいけないということで理解したいと思うんですけれども、さきに申し上げましたように、介護保険法によって介護保険というのはカチカチに固められているというのが、私が理解しているところでございます。

現在、財務大臣の諮問機関の一つでもある財政制度審議会の建議の中で、第9期の介護保険事業計画の実施に向けて、今、村でも計画に入りますよね。要介護1、要介護2の訪問と通所介護全体を介護保険給付から外す、市町村が実施する総合事業、地域支援事業へと移行するように求めがあったというふうに聞いております。まさに保険あって介護なしの制度がさらに進められようとしています。

ですから、今、村長が言われたように、今、村民の方が抱えている問題点、困っていること、これらについて村の高齢者福祉計画の中できちんと対応すべきだと考えますけれども、村長、もう一度確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） まさに第9期、令和6年度から始まりますので、ニーズ調査をしまして、実態調査をしながら計画の中に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 調査をしてということですが今答弁いただいたんですけれども、もっと強い言葉が欲しいなと思うんです。

この財務省の諮問機関の中の話を見ると、介護保険施設、介護医療院の室料を保険給付の対象外にするとか、要介護ごとの上限額の厳格化による給付の抑制、そして、介護職の人員費を抑えるための人工知能のAIの導入、通信技術のICTの活用とか、あとは特別養護老人ホーム、今、話が出ましたけれども、での職員配置基準の緩和も含まれている。ますます介護サービスの低下が進められようとしている。

こういった中で村がどういうふうに考えるのか、もう一度、村長、確認します。村としてこういう施設とかをどのように考えているのか、もう一度確認します。いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

今、議員が言われたことを頭に入れながら第9期介護計画に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） もうちょっと前向きな答弁あればいいなと思うんです。

それで、先ほど広域型の特老の話がありましたよね。私が望んでいるのは、地域密着型の特老というふうに考えています。デイサービスもやっぱり、現在、利用したくても利用がなかなかできない、しづらいという方が増えてきている、こういったことから、もっと前向きに計画をすべきじゃないかなと思うんです。

今、介護サービスに関して本当に困っている方が多くいらっしゃる。そこで、まるっきり違う質問をしますけれども、この役場の庁舎を建て替えないと何人の方が困っているんですか。拠点整備室長、把握していますか。

○議長（真船正康君） 拠点整備室長。

○拠点整備室長（関根 隆君） 上田議員の一般質問にお答えいたします。

困っているという話は聞いたことがございません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 通告外の今質問したんですけれども、なぜこんなことを聞いたのかというと、確かに、この庁舎は利用しづらいという声はよく聞きます。でも、建て替えないと困るよという人の意見を聞いたことないんですよ。

ところが、今申し上げたように、特老とかデイサービスとか、介護施設がなくて困

っているという人は何人もいます。こういう話をすると必ず、申込みが重複している方がいらっしゃると思いますけれども、なぜ重複するのか。それだけ困っているから何件にも申込みを出して、重複する数が数えられているというふうに私は理解します。

ですから、しつこいようですけれども、役場の庁舎を建て替えるよりも高齢者福祉ですよ、介護保険事業じゃないですからね。高齢者福祉の考えに基づいて施設整備を行うべきではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか、村長、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 今、庁舎の話も出ましたけれども、庁舎は庁舎で老朽化、耐震不足ということで、ワンストップ行政、あらゆる面で今、建て替えの時期だと私は思っております。今、建て替えなくても数年後にはいずれ建て替える時期が来ますので、この時期に建て替えをしたいと思えます。

介護サービスにつきましては、全員協議会等でもお話しさせていただきましたけれども、広域型特別養護老人ホームも含めて、第9期には地域密着型も計画していただけるような方向で進んでいきたいという考えをしております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 第9期では地域密着型の施設を検討していただけるような、そうじゃないですよ。村が実施計画を立ててやるべきなんです。いつも言われるように、介護職が集まらないというのであれば、いわゆる公設民営型だっていいんじゃないですか、民間はそうやって人が集められるのであれば。村で建物を造って、そうすると固定費用が少ないので運営するほうは楽にできますよ。先ほど言いましたように、今後見直しがかげられたときにますます介護の施設運営者は大きな負担になってくるから、地域密着型はあまり魅力を感じなくなっていくと思います。ですから、公設民営型で運営すべきではないかというふうにお話をして、次の質問に入りたいと思えます。

次に、成年後見制度についてということで、休憩後、質問をします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま12番上田秀人君の一般質問の途中ではありますが、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

#### ◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（真船正康君） 議長より申し上げます。

13番後藤功君が所用のため退席しておりますので、ご報告いたします。

それでは、休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

12番上田秀人君の一般質問を許します。12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 高齢者福祉計画と介護保険事業についての中の4点目といたしまして成年後見制度について伺いますということで、休憩前に私、「成年後見人」と発言したと思うんですけども、訂正をさせていただきたいと思います。「成年後見制度」です。「人」はつけませんので、訂正のほうをよろしくお願いします。

それで、成年後見制度についてですけども、この成年後見制度については、2016年に成年後見制度利用促進法というものが制定されました。それに基づいて、成年後見制度利用促進のための情報提供、申立て支援、後見人支援を期待するとして、市町村に中核機関の整備が求められたというふうに私は理解しております。さらに、これ5年ごとに見直しが行われて、2021年の第2期基本計画が制定されました。

そこで伺いますけれども、この基本計画に求められている要綱の整備、さらには必要予算の確保、2016年に設置された中核機関の運用状況について村の対応をお示しくください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 12番上田議員の成年後見制度のご質問にお答えをいたします。

まず、促進法が制定されまして、先ほど議員おただしのとおり、市町村での中核機関の設置、そういった支援の制度を市町村で構築しなさいというようなことであったと思うんですけども、村のほうでは、まず昨年4月に西郷村地域包括支援センター内に成年後見支援センターを設置しまして、成年後見制度の利用促進、住民の方に対する相談業務等を行っております。

また、中核機関の設置につきましては、間違っていたらすみません、昨年4月に、西郷村、白河市と白河管内ですね、中島村、泉崎村、矢吹町合同で設置をしております。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今答弁いただいたんですけども、私が今聞いたのは、基本計画で求められている要綱の整備をしましたかということの一つ聞きました。それと、必要な予算の確保をしましたかということ、それと2016年に設置された中核機関の運用状況ということで、運用状況については、広域で中島村とかとの連携を取ってやっているという今答弁だったんですけども、まず、では要綱の整備と予算の確保について伺います。もう一度お示しくください。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、予算につきましては、成年後見制度を利用する際に、その費用等を負担できない方に対する助成の予算を計上しております。

要綱というのは計画の要綱ですか。（不規則発言あり）多分、計画のことだと思うんですけども、計画につきましては、第9次高齢者保健福祉計画、あと第8期介護保険事業計画を策定した際に、その第5章に成年後見人制度利用促進計画というのを

策定しております。これがいわゆる促進法に基づく市町村計画ということになります  
が、多分、要綱というのはそういう意味だと思いますので、その辺、答弁させていた  
だきます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 水かけ論争になりそうなんだけれども、計画と要綱とは違うよ  
ね。要綱というのは、あくまでも村長が認めて村の決めをつくるわけだよ。その要  
綱に基づいてこの事業を動かしますよということだよ。計画は、こういうふうをや  
っていきましょうよという計画だよ。要綱なくしてこの成年後見制度を動かすこと  
というのは本当は可能なんですか。そこをちょっと確認したいんですけども、いか  
がでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

促進法の趣旨でございますけれども、まず、各市町村それぞれ市町村計画を策定し  
ます。それに基づいて成年後見制度の周知、後押し、そういったお困りの方の支援を  
実施しなさいということになるかと思えます。

だから、基本計画に基づいて、村のほうでは包括支援センターの中に成年後見の支  
援センターを設置、また、管内市町村でその中核機関の設置をしたということござ  
います。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 計画と要綱は違うはずですよ。計画を立てるのはもう当たり前だ  
と思う。その中でどういうふうに間違いなく動かせるかということですよ。これ、  
成年後見制度というのは物すごく難しいことですよ。一般の方ではちょっと対応で  
きないような話ですよ。ですから、弁護士とか行政書士とか、そういった専門の方  
にお願いするというのが今までの通例でした。

ただ、今、高齢世帯が増えた、高齢者の方が増えてきた、そういった中で、専門職  
の方が間に合わないからちゃんと村の要綱をつくって、それに基づいて動かさなさい  
よというのが私はこの目的だと思っているんです。

ましてや、今、特殊詐欺とかいろんなことがあってやっていますよね。そして、今  
お話ししている介護保険も、利用者と事業者の契約行為だよ。その契約行為をきち  
んと高齢者の方が判断できないと言ったら失礼かもしれないけれども、いわゆる認知  
症とか、高齢によってその判断が鈍ってきた方を救うためにこの成年後見制度とい  
うのが必要だということなんです。

その村の考えがぶれないように要綱を整備しなければいけないんじゃないんですか  
と私は申し上げている。計画は計画で分かります。ですから、要綱をつくっていない  
のであればつくっていないで結構です。これからつくるで結構です。もう一度伺いま  
す。いかがですか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

要綱については整備しておりません。ただ、すみません、私の認識が間違っていたらあれなんですけれども、促進法の中に要綱の整備はうたっていないと思うんですけれども、申し訳ないです。

計画についてはうたっておりまして、各市町村それぞれ促進計画をつくっていらっしゃると思います。西郷村も同じように、第9次高齢者福祉計画の中に促進法に基づく計画を策定したということで認識しております。申し訳ございません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、担当課長のほうからおわびの言葉をいただいたんですけれども、もしかすると私が間違っているのかもしれない。私が見ている資料には要綱つくりなさいよと書いてあります。

村ではつくっていないというのは分かりましたので、やはり要綱はつくるべきだと思います。間違いなくこれは人の財産に絡んでくるものがあるので、きちんとした要綱をつくって、トラブルが起きないように村は整備すべきだというふうに申し上げます。

そこで、私が見ている資料の中で、市民後見人の育成ということも出てきています。親族が後見人に就任することが困難な事案が今後増えてくるというふうに厚労省では言っております。その中で、さきに申し上げましたように、弁護士とか専門職の方が少ないなど問題が出てきています。そういった場合に、専門職の協力を得ながら市民後見人の育成をし、活動を依頼することができるようになっていきます。

これに関して、今、村では社会福祉協議会のほうにお願いをしているということですが、社協でももう間に合わない状況になってくる可能性もある。そういった意味で、こういう市民後見人の育成についてはどういうお考えか伺います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えをいたします。

まだ市民後見人については検討している段階でございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） さきに申し上げましたように、2016年に最初にこの成年後見制度利用促進法が制定されました。その後、5年後の見直しで、2021年に第2期の基本計画が制定されました。これに基づいて村は早急に対応すべきだというふうに申し上げて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、（5）の住宅セーフティーネット制度（高齢者）の取組についてということで伺いたいと思うんですけれども、この住宅セーフティーネット制度ということなんですけれども、これ、国土交通省が示しているセーフティーネット制度というものがございまして。

国土交通省が示している内容は、公営住宅の優先入居についてということで記載がされています。ただ、この中を見ていると、なかなか公営住宅とかが間に合わない

ので、民間の住宅を活用すべきだということもうたわれております。

これを追いかけますと、今度、県の制度のほうにぶつかってきます。福島県の中では、福島県住宅セーフティーネット制度というものがございます。これは、高齢者だけではなくて子育て世帯や高齢者世帯など、住宅の確保に配慮を要する方々の居住の安定を図るために、市町村とともに、アパートなどの賃貸住宅の家賃や家賃債務保証料等の補助を開始しましたということ。

これ、中を詰めると、村の要綱が必要だとこれもなっているんですよ。西郷村では、この住宅セーフティーネットに関しての要綱があるのかまず伺いたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 建設課長

○建設課長（相川 晃君） 上田議員の一般質問にお答えいたします。

住宅セーフティーネット制度の取組についてというおただしでございますが、セーフティーネット住宅、セーフティーネット制度に基づき登録された法により、住宅確保要配慮者とされる低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等の入居を拒まない賃貸住宅のことで、平成29年10月から創設された制度でございます。

その背景には、先ほど議員おただしのとおり、住宅セーフティーネット制度の根幹でございます公営住宅が不足する状況にありまして、また、新たな建築などの大幅な増加というのが見込めない状況にあることや、一方では、日本の人口減少に伴いまして民間の空き家・空き室の増加が予想され、治安の悪化や荒廃による倒壊の危険なども社会問題になってきていることから、空き家・空き室を最大限に有効活用し、経済的困窮など、生活を脅かす危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的制度の一環として、本制度が行われているところでございます。

議員おただしの村において計画の策定という話がございましたが、現在はその策定には至っておりません。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村ではまだ整備していないということで理解をしたいと思いません。

今、担当課長のほうからお答えあったように、国土交通省のこの資料を見ていると、主な事例として、高齢者世帯、障がい者世帯、著しく所得の低い世帯、母子・父子世帯、小さな子どもがいる世帯や多子世帯の住宅困窮度の高い子育て世帯、DV被害世帯、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難となった世帯、中国残留邦人等世帯となっていますよね。

今回、私、高齢者の関係ですので高齢者の部分しかお話ししませんでしたけれども、こういったものを見たときに、やはりこういう住宅セーフティーネットを早急に、要綱をつくって民間のアパートの方、もしくは公営住宅で対応できれば一番いいんでしょうけれども、なかなか公営住宅が今、余裕がないと。ですから、民間の方に協力要請をすべきだなというふうに思うんです。

それで、民間のアパートをやられている方は、大概、高齢者の方とか、こういった事情のある方というのはなるべく入ってほしくないなと思うと思うんです。ですから、村のバックアップが必要だよということで、早急に対応すべきだというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 建設課長。

○建設課長（相川 晃君） お答えいたします。

現在の日本の状況でございますが、高齢化、核家族化、若年層の収入減少などの理由によりまして、住宅確保に配慮が必要な人が増加していると言われております。今後、議員おただしのセーフティーネット住宅へのニーズというものは、より高まってくると思われております。

現在、この制度へ参画している自治体は少ない状況でございますけれども、住宅確保要配慮者への入居の円滑化の確保を図るためにも必要となる制度でございますので、今後、この制度への参画を見据えまして、関係課と協議しながら、西郷村に最適な制度設計となるような計画の策定を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 検討するでは駄目だ。いつもここで言っている。検討するのはやらないと言っているのと一緒だと言っていますのは、私ね。これは国交省が決めている。県もやっている。村だけなんです、やっていない。村長、これは早急にやるべきだと思いますよ。いかがですか、村長、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 早急にやることにします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 村長、90点の今答弁だと思います。あとは、ではいつまでにやっていただけるのかというその部分を期待しながら、次の質問に入りたいと思います。建設課長、ありがとうございました。

続いて、子育て支援と子ども・子育てに関する情報保護についてということでございます。

村長、まず一つ伺いたいんですけれども、子どもの権利条約というのは、村長、読んだことありますか。これは、ユニセフと国連人権委員会でまとめたものだと思います。日本においては1994年に批准をしている。その子どもの4つの原則としまして、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利、条項で40条くらいまでの、ボリュームがいっぱいありますけれども、一度、目を通されたことありますか。まず一回、それ伺いたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えします。

残念ながら見ておりません。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。



○12番（上田秀人君） まだ目を通されていないということで、ぜひ機会を捉えて、子どもの権利条約については一度目を通していただきたいなというふうに思います。村が今後、子育て支援をしていく上で必ず必要になってくる部分だろうなというふうに思います。その子どもの権利条約を大事にしながらいろんな政策をとというふうに考えております。

そこで質問に入りたいと思いますけれども、4月より実施された子育て支援についての考えを伺いますということですのでけれども、4月より様々な子育て支援が実施されております。少子化対策の一環の施策だと前の議会のときの答弁でいただきました。ただし、そのときに、将来的に財源が厳しい状況に陥ったときにはどういう対応を取られますかということでも伺いました。全くもって納得できる答弁じゃなかった。

村長として、村全体で、特に子育て世帯の所得を大幅に引き上げられるような政策を打ち出すべきではないかと考えます。そして、それらを実現することによって、行政、村からの支援がなくとも、全ての子どもが安心して暮らせる村づくりをすべきではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

令和4年度から、子育てに関する新規事業として4つの事業を今年度より実施しております。1つ目としては、出産祝い金給付、2つ目として入学祝い金、3つ目として修学旅行費補助、そして4点目として英語検定受験料補助と、これはいずれも村単独で予算を計上しております。

財源の確保につきましては、令和4年3月定例会の質疑の中で答弁させていただきましたように、私としては、村の宝である子どもを優先に支援していきたいと考えております。議員、財源の確保ということで心配されておりますけれども、大規模事業を控えている中で事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底しながら、住民にとって何が必要であるかを再度見極めながら、また、国・県等の補助メニュー等の振替も検討しながら、事業の継続と財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 答弁いただいて、30点ぐらいかなと今聞いていたんですけども。

国・県の協力を得ながらということだったんですけども、国は何を考えているのかということで、この間いろんな新聞読んでいますと、いつも思うのは、岸田総理がトリクルダウンという言葉を使っていますよね。資本家がもうかっていそうな、あふれ出たものを一般の市民にもうけを回す、もうけというか、その利潤を回すんだというような考えなんですよね。これ、安倍総理の頃からずっと言っている言葉なんですけれども、じゃ国で何で子育て支援にお金を投入しているのという部分だと思うんですけども、経済界からの要請で、消費人口が減ってしまうからこそ、子どもをいっぱい持ってもらうなければ困るよということでやっているという見方もあるそうなんです。

これ、藤田議員が得意とする部分なんですけれども、そういう国に頼らずに、今、私が申し上げたように、本当に村の宝だと言うのであれば、村でいかに経済的に子育て世帯を応援してあげられるか。そのために、単にそのお金を直接渡すのもいいかもしれないけれども、それ以上に、所得をいかに上げるか、子育て世帯の方にいかに所得を大きくしてもらおうか、そのことに私は特化すべきだというふうに申し上げます。多分、村長も同じような考えだろうとは思いますが、いかがですか、まず確認します。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおり、所得の向上、これが本当に必要だと思います。村に頼らずに自分でやっていけるというのが理想でありまして、なかなかそこまでは行き届かないということも現実であります。

今、少子化ということで、戦後のベビーブーム時代には270万人の子どもさんがいましたけれども、今81万人、30%ということで、子育てしやすい、産み育てる村づくりを今後進めていかなければならないと思っております。

そんな中で、働ける場所、雇用の確保とかに努めながら地方税収が何よりも大切でありまして、人口減少は全て負のスパイラルになるものですから、子育てには、国の支援が一番必要なんですけれども、村としてもできるだけことはしていきたいという考えを持っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） そのとおりだと思いますので、ぜひ頑張っていていただきたいなと思います。我々議会側としても、やはりできる協力は最善を尽くしていきたいなというふうに私自身は考えております。そういった中で、多様性もちゃんと認識をしながら、あとは、いかに子どもを持った方が、いろんな不安とか悩みとか出ると思います。そういった側面から温かく支えられる村政を村長には目指していただきたいなというふうに申し上げておきます。

続いて、2点目としまして、子ども・子育てに関する様々な情報管理と取扱いについて伺いますということで伺いたいと思います。

これも、私、いろんな新聞とかを読んでいてちょっとぞっとしたんですけれども、現在、国会の参議院の中で、こども家庭庁設置法案が審議されております。内容としましては、子どもに関する情報、データ連携ということで、子ども一人一人の成績、学力テスト、学校の出欠状況、教育上のデータから、生活保護、児童扶養手当の受給歴、病院などの受診歴、処方箋、特別支援教育の状況、生活状況、友達との関係、学習状況、タブレットでの閲覧履歴など、そういった情報を収集するという項目があるそうなんです。集めたデータについてはデータベース化をして、使用目的や情報保護については曖昧なまま、今、行われようとしています。

まず、これに関して、村長、どのようにお考えになるか確認したいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） こども家庭庁については、今、議員がお話しましたように、去年の暮れに閣議決定されまして、2023年4月1日から、こども家庭庁が設立されていくということであります。文科省、内閣府、それから厚労省、そして警察庁を含めた子育ての一括化ということで考えているということでありまして、貧困から、子育てから、虐待も含めた一括化ということでもあります。

データのことを心配している議員のことも分かりますけれども、今、国が進めている子どもデータベースに関しましては、情報が国・県よりまだ正式に来ていない状況となっております。詳細についてはまだ分かっておりませんので、今後、様々な資料を収集しまして、いずれにしても、子育て支援につなげていく有効なデータベースであってほしいという考えを持っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今、私、いろんな話をしましたよね。子どもに関する情報ということで、データの管理ということで、子どもさんの成績とか学力テストの結果とか、学校の出欠状況から、それこそタブレットの閲覧状況まで、そういったものを何で国で管理しなければならないのかなと思うんです。その先に何かあるのかと考えませんか、村長。子育て支援じゃないんじゃないかと思うんです、私。こうやって子ども一人一人を管理していこうとしているんじゃないかなと私は理解をしております。ですから、これはとんでもない危険な状況だなというふうに私は見ております。

そして、今、村長は容認するような答弁をされましたけれども、村として、私は、こういうのは断固拒否をすべきだと思います。たとえやったとしても、これは村で情報収集までだったら分かりますよ。なぜそれが国まで行かなければならないの、じゃその先に何かあるの。さきにお話ししたように、経済界にこの情報が渡った時点で、学習教材とか学習塾とか、そういったほうにデータが流れた場合に、いい商売の道具になってしまうんじゃないですか、そういう危険性がありますよということです。

ましてや、自分が知らないうちに、学校のテストの成績から、病院でどういう検査を受けましたとか、どういう病歴がありますとか、以前、住基ネットの話で、住基カードの中に私、400項目ぐらい情報が入るという話をしましたよね。まさにその前段ではないかなと考えます。

そういった危険性を含んだものを、現在まだ情報がはっきりしないということで村長は容認するような答弁だったんですけれども、私は、断固拒否すべきだと考えますけれども、いかがですか、伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 子どもデータベース構築ということでありますけれども、議員おただしのおり、福祉や教育関係の様々なデータの連携、集約により、真に支援が必要な子どもや家庭をいち早く発見し、プッシュ型の支援を行うためとなっております。

議員が心配されるように、様々なデータの連携、集約により、個人情報漏えいがこれまで以上に危惧される場所でもあります。さらに、個々の事情や個性が考慮されることなく、危惧することもあります。

国や県より情報が現在のところ下りてきておりませんので、いずれにしてもセキュリティ強化対策が必須であり、情報の取扱いに関しましても、個人情報保護法や西郷村個人情報保護条例などにのっとり、取り扱っていく必要がございます。何度も申し上げますけれども、現時点で国においてデータの連携を予定している必要な情報、種別は、村において担当部署をまたぐものとなりますので、情報共有が必要な項目と必要としない項目が出てくることも想定されます。

また、この部分に関しましては、現在、業務で使用している情報システムも同様となっておりますが、情報を安全に活用するための対応が必要であると考えております。

その具体策としまして、従事者の教育、個人情報を取り扱う区域の管理、電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止、個人情報の削除及び機器、電子媒体等の廃棄、アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、情報システムの使用に伴う漏えい等の防止などに関する対応を図り、情報の管理と取扱いに十分注意し、漏えいや目的外利用等が発生することのないよう、情報管理の徹底に努めていきたいと思っております。

何度も申し上げますけれども、現時点において国・県からのこういった細かいことは来ておりませんので、今、答えられる範囲はこれまでということでありますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 今いろいろ答弁いただいたんですけれども、その情報漏えいに関して一番はやはり、村長が言われたように、人が持ち出してそれを漏えいしてしまうというのが一番あり得ることだそうなんです。ただ、この西郷村においては、まさか職員はそういうことやらないと私は認識をしております。そのまさかもあるときありますけれどもね。

その次に、今言われたように、専用回線を結ぶとかいろんなコンピューターの話がされ、いろんな話を聞かされますけれども、いつも言っているように、コンピューターの世界に絶対はあり得ない。いくらアメリカのペンタゴン、国防総省のコンピューターにおいても、ハッカーが侵入したとかという形跡があるとか、そういったのがいつも情報として流れてきている。ですから、コンピューターの世界に絶対はあり得ないんだということです。

ましてや、国・県から情報が流れてきていないということですが、そうですね、あと1か月ぐらい国会ありますからね。その国会が閉会したときに、決まった時点で上からどんと落ちてきますよということです。ですから、そうなったときに、村としては断固拒否をすべきじゃないんですかということをお私に申し上げます。

上から言われたから、じゃそのとおりやります、このままやっていたのでは、本当にこれが自治事務なのかなと私は思うんです。国がもう地方自治法も何も関係なしに、こうやって情報搾取に向かって動き出してきている。それに対してやはり西郷村長として、絶対それは嫌だという強い言葉を示していただきたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 内容を見てみないと、今の時点で絶対拒否とは言い切れませんので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） この質問の冒頭に申しあげました子どもの権利条約、これを一度読んでいただいて、その観点から、このことについてはきちんとした村長の良識ある判断をしていただきたいと申しあげて、次の質問に入りたいと思います。

続いて、農業行政についてということでございます。

もう皆さん既にご承知のように、農業資材、肥料等の価格高騰に対する村の支援について伺いますということですが、今申しあげましたように、農業資材、肥料、かなり高騰しております。

時間の関係上、家畜の飼料の高騰についても併せて質問しますが、私が聞いている中では、肥料などは、品物にもよりけりだとはいいますが、前年から見ると40%から60%ぐらい値が上がっている、家畜の飼料においては70%を超えているというふうに聞いております。

農業の場合、こういった資材、肥料などの価格が高騰しても生産物に転嫁しづらいというのが農業の情勢です。稲作においては、昨年の米価の大幅な下落によって大きな影響があります。いまだにその影響を農家の方は引きずって農業経営をされております。さらに、酪農関係でも、コロナ禍によって消費が伸びない、生乳の廃棄、価格の低い加工乳への転換など厳しい状況が今も続いています。もう現状では、それぞれに農家の方の経営努力で補える状況ではないというふうに私は考えます。

全国に目を向けてみますと、ほかの自治体では支援に乗り出しているところもあるというふうに聞いております。そこで村の考えについて伺いたいと思いますけれども、この農業に関しての支援はどのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（真船正康君） 産業振興課長。

○産業振興課長（相川哲也君） 12番上田議員の一般質問にお答えいたします。

農業行政についてということで、ご質問の1点目、2点目を併せて質問ということで、併せてご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の農業資材、肥料等の価格高騰に対する村の支援策ということでございますけれども、農業資材、肥料等の価格高騰につきましては、議員のおっしゃっているとおり、ロシアがウクライナに侵攻し、その影響で穀物や原油、化学肥料の原料など価格高騰が増幅しており、さらには、為替の円安が原油価格の高騰に拍車をかけておりまして、急激に物価の押し上げをしている状況でございます。

日本の農家の方の経営は、資材、肥料、燃料費や電気代をはじめ、農業生産に係る経費がほとんど値上がりしている中、生産される農産物につきましては価格への転嫁がなかなかできないという現状があり、多くの方において所得が安定しない産業であると思われまます。

水稲、米農家につきましては、令和3年産米の米価の大幅な下落があったことから、

主食用米販売分及び種もみに係る部分について、助成金の支給という形で支援を実施したところでございます。

野菜等園芸作物につきましては、水稻に比べると販売価格面での影響は限定的ではありますが、生産コストは大幅に増えており、生産者の所得の減少は容易に推測できるところでございます。

村における農業資材、肥料等の価格高騰に資する対策といたしましては、産直施設の販売増進や地産地消を進めることにより収入の安定を図り、また、経費の部分につきましては、現在、村で実施しております西郷村野菜等生産振興対策事業補助金において、農業用資材に対して助成しているところでございますが、資材等の高騰対策といたしまして、実施要綱の要件の緩和や範囲の拡大により、園芸作物の生産農家の方への支援が図れるよう検討してまいりたいと考えております。

このような情勢の中、生産意欲の低下を抑え、農家の方が安心して営農できるよう、引き続き、県・国の施策の動向も見ながら情報を提供し、村では何ができるのか支援に係る情報収集に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、家畜飼料の高騰に対する村の支援策と考えるについてお答えいたします。

当村は、高原地帯に位置することから、福島県内でも有数の酪農地帯となっており、畜産は、農業産出額から水稻と並ぶ村の基幹的な産業でございます。家畜飼料の高騰については、畜産農家の経営への甚大な影響が出ており、全国的に畜産農家が悲鳴を上げているという話は承知しているところでございます。

家畜飼料に対する制度といたしましては、配合飼料価格の上昇が畜産経営に及ぼす影響を緩和するための配合飼料価格安定制度という国の制度がございます。基本的な制度の仕組みとして通常補填と異常補填の2段階の仕組みとなっております。今年度は、通常補填、異常補填ともに発動するとされたところでございます。

村の支援といたしましては、今回の補正予算に村単独の支援の給付を計上するということも考えておりましたが、村内の実態と国・県の支援策の動向を見てからということで、現在、村では、村内の全畜産農家に対しまして、飼料価格の高騰に対する調査を、6月1日付で郵送で実施しているところでございます。

今後、寄せられた調査結果や国・県の施策等を踏まえ、村における支援内容等を検討してまいりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君。

○12番（上田秀人君） 担当課長、4月に異動されてまだ日が浅いので、前のことというのはなかなか意識しづらいかと思うんですけども、この議会においては、昨年12月21日の臨時議会の中で、これは種子助成の話が出たときかな、こういう話も出ているんですね。これは、5番議員が、機械、肥料に対する支援を検討すべきではないか、米に対する第2弾の支援を考えていくべきだということを強く求められています。3月にもこれに関するような請願が出されて、議会としては採択をしている。

そういった中で今の答弁を聞いていると、どうすべきかこれから調査しますとか、今、いろんな野菜関係への補助を行っていますよというお話だったんですけども、

全くもって私は遅いと思っている。本当に、今日、明日どうするんだという話を酪農家とか畜産農家の方が言われています。せんだって稲作を大きくやっている方にも話を聞いたら、たまたま去年、機械が壊れたので機械を更新したと。そうしたらいきなり米の価格が暴落したので、いや、どうしてお金を返そうか、今そればかり頭の中で考えていますと、そういうお話でした。

本当に、今日、明日どうしようという方が今いっぱいいらっしゃいます。ですから、早急にこれは対応すべきだというふうに申し上げて、時間がちょっとありますけれども、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（真船正康君） 12番上田秀人君の一般質問は終わりました。

次に、通告第3、10番藤田節夫君の一般質問を許します。10番藤田節夫君。

◇ 10番 藤田節夫君

1. 広域型特別養護老人ホームについて
2. 学校給食費の無料化について
3. 西郷村PTA連絡協議会からの要望について

○ 10番（藤田節夫君） 10番、日本共産党の藤田です。

通告に従いまして一般質問を行います。

はじめに、広域型特別養護老人ホームについて伺います。

2000年にスタートした介護保険制度は、今年で22年になりますが、この間の自公政権により、社会保障費の削減で介護報酬の大幅な削減や、利用料の1割負担から2割、3割へと引き上げられ、施設入所者の食費や居住費の負担が増え、要介護1、2の方々の保険給付外しや特養入所からの閉め出しなど、利用者や家族の負担を増やし、介護サービスを受けにくくする制度改革が押し進められてきました。

また、介護のために仕事を辞める介護離職が年々増え続けております。最近では、ヤングケアラーなどの問題なども問題になってきています。

また、高齢者の貧困、孤立が進行する中、低年金、低所得の人が要介護状態になったとき、最後まで入居できる施設は特別養護老人ホームしかありません。ところが、政府は、社会保障費の抑制のために特養ホームの増設を抑え、有料老人ホームやサービス付高齢者住宅など、低所得者には利用できない施設の整備を押し進めてきました。

一方では、病院から的高齢者の追い出しを推進してきました。行き場を失った高齢者を抱える世帯では、大変な苦勞をしております。村においても、毎年、50人を超える入所希望者がいる状態が続いてきました。

私は、長年、介護保険運営協議会の委員としてこの問題に携わってきました。協議会では、2012年度から始まった第4期介護保険事業計画から特養の整備をするように要請し続けてきました。また、これまで何度も特養の整備について一般質問でも発言してきました。これまでは、地域密着型特別養護老人ホームの建設を進めてきましたが、小規模のため介護収入が見込めないということで事業者が見つからず、今回の広域型特別養護老人ホームを整備することになりました。

矢吹町や白河市でも、広域型特別養護老人ホームの整備が進められてきています。75歳以上のいわゆる団塊の世代の高齢者人口が2025年頃には急速に増加し、介護の需要が増えることは確実です。村で暮らす高齢者が住み慣れた地域において安心して暮らしていくために、高齢者施設はどうしても必要なものと認識しています。しかしながら、いくら立派な施設ができて村民の方々が利用できないのでは、村の介護保険事業計画に反するものです。

5月11日に開催された全員協議会で、今回の西郷村高齢者福祉タウン構想について計画の説明がありましたが、内容ができていない部分もあり、村民の方々からいろいろな意見をお聞きしておりますので、この点について何点かお聞きしたいと思います。

まずはじめに、広域型特別養護老人ホームを中心とした西郷村高齢者福祉タウンに



ついて、構想と今後の計画について伺います。

○議長（真船正康君） 健康福祉課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 10番藤田議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、高齢者福祉タウン計画の概要についてご説明申し上げます。

整備計画地は、西郷村大字小田倉字小田倉原1番地134、宅地2万5,005平米で、西郷村所有の村有地になります。事業の実施主体は社会福祉法人平成会で、令和3年から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間内に、広域型特別養護老人ホームと社員寮の整備を計画しております。

また、今年度実施を予定しております高齢者等へのニーズ調査で村民の皆様の意向・要望を調査し、その結果、必要とされている介護サービスや施設サービスの整備を第9期介護保険事業計画で計画していくこととなります。

したがって、第9期以降の高齢者福祉タウン計画の詳細については現時点では未確定ではございますが、今後ますます増加が見込まれている独り暮らしの高齢者や認知症高齢者など諸課題へ対応するため、また、本村に暮らす高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするためには、原則、西郷村民のみが利用できる地域密着型施設が必要になりますので、認知症高齢者グループホームや小規模多機能型居宅介護施設などの地域密着型施設を中心に、整備を進めていくというふうになるだろうと考えております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今回、村有地を賃貸するということですが、全協の資料にも書かれていましたが、今回は特養部分と社員寮ということで理解しますが、残りの部分は第9期介護保険事業計画策定後になると思いますが、最終的にこの村有地、まきば保育園の前ですが、全体でどのぐらいの面積を貸す予定になるのか、第9期はこれからのので何とも言えないとは思いますが、その辺も予想しながらどのぐらい貸す予定なのか。

また、地代の賃貸料についても村規定の4%で貸し出すということですが、賃貸料としてどのぐらい見込んでいるのかまずお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

まず、村有地2万5,000平米のうちどの程度を貸すのかというご質問でございますけれども、村有地のうち、一部、西側村道に面した歩道の部分、あと南側の小田倉水路に面した、その水路のゲートまでの管理用道路、あと水道事業所のほうで管理をしている施設、用地、並びに、地元のほうからその交差点の近くについては建物を建てないでいただきたいというような要望が上がっていますので、一部、その部分については緑地で残すことになると思います。それ以外の部分については、基本的に平成会のほうにその介護施設用地として使っていただけるように、現在、交渉している最中でございます。

賃料につきましては、現在、不動産鑑定の評価を実施しておりますので、まだ幾らというのは出せる状態ではございませんが、今後、鑑定評価額を参考に平成会と交渉して賃貸料を決定してまいります。

なお、賃貸料については、減額はせずに、村有財産台帳価格の4%での賃貸借を予定しております。

以上です。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） ただいまの答弁では不動産鑑定がまだ、これ、下請に出していると思うんですけども、まだ評価が出ていないということで、実際的には分からないということでしょうけれども、いずれにしても4%で貸し出すと。4%は減額しないで貸すということなんでしょうけれども、これについては、今どこでも特養の施設をみんな誘致していると、各自治体で。そういった意味では、矢吹町も白河市も、市の土地を貸し出すとか、無料で貸し出してやっているということも聞いているので、そういった意味ではなかなか頑張ったのかなと思います。私としても、そういった意味ではこの4%も平成会で出すということなので、そういった方向でぜひいただきたいと思います。

このお金についてはまだ後で質問しますけれども、次に、広域型特養ということで、村民の入所者はどのように見込んでいるのかということですか。これまでの説明では、会津美里町の状況を例に出して、3割から4割の地元の方が入所しているとの説明がありました。3割、4割では、我々はなかなか正確なところが分からないというか、本当に3割入っているのか、4割入っているのかということなので、ぜひ、私、申し添えておきましたけれども、会津美里町の入居状況も含めて具体的にお聞かせいただければと思います。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

会津美里町のリアンヴェールの状況でございますけれども、定員80名に対して、会津美里町の住民の方が38名、47.5%、隣の会津若松市の住民の方30名、37.5%、その他12名、15%、その他は全て会津地方のその他、会津坂下町等の隣接する市町村の方というふうになっているとお伺いしております。

西郷村につきましても同様な感じになるのかなと思っております。例えば太陽の国のやまぶき荘、さつき荘についても大体3割程度だったと思いますので、同じような感じになるのかなというふうには思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） そういったように具体的に挙げていただければ、我々も納得するんですけども、今までの説明だと、何か3割、4割という話だけれども、なかなか納得もしないし、信じていかどうかも分からないということだったので、今、明確にそういったことが分かったので少しは安心しました。

次に、これは平成会といろいろ協議はしていると思うんですけども、もしこのま

まいって開所するとき、村内で50名から60名の待機者がいるということが現実にあるわけです。そういった方々ができれば、定数120ですから60名入っても半分なので、西郷村の方を優先的に入れるとかそういった協議はできないのかね。

そういったことが最初にできれば、村有地を貸して村民に対してメリットが少しでもあるのかと思いますけれども、そういったことはできるかできないのか、今の感覚でお示してください。

◎休憩の宣告

○議長（真船正康君） ただいま10番藤田節夫君の一般質問の途中でありますが、これより午後2時20分まで休憩いたします。

（午後2時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正康君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（真船正康君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

10番藤田節夫君の一般質問に対する答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） 開所の際に村民への入居の配慮ができないのかと、村として要望をしないのかというご質問にお答えをいたします。

開所までまだあと1年半以上ございますので、今後、平成会のほうとは都度、協議をしていく機会がありますので、要望していきたいというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 村民の方が一番心配していることは、やっぱり国民年金程度のお金ですね、月4万円、5万円の方が入所できるかどうかということが一番心配していると思うんです。介護保険の軽減措置とかは私は理解しているつもりですけれども、なかなかその辺が通らないと、村民の方も、13万円から17万円ぐらいないと入れないという、その話だけでもう回っちゃっているんで、できればやっぱり生活保護者なんかも入れるんだよというような、核心的なことを皆さんに知っていただきたいと思うんですけれども、その辺、お伺いいたします。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

広域型特別養護老人ホームにつきましては、介護保険の制度上、生活保護者の方や低所得者の方も入所できる施設というふうになっております。実際、リアンヴェール美里においても、そのような方々を幅広く受けているということでございます。

では、具体的にどの程度の費用負担で入所できるかということになりますけれども、現時点でまだ西郷村の特養のほうの料金体系が決定しておりませんので、リアンヴェール美里の料金体系を例にお答えさせていただきます。

まず、介護保険給付対象サービス分については、介護度などの条件により料金が異なるため、ご質問の多い負担割合が1割の方ですね、特養の場合、要介護3以上で入所になりますので、要介護3で負担割合1割と仮定して算出をしております。

これに負担限度額の段階ごとの食費と居住費を加えますと、生活保護受給者の方等が該当します第1段階の方、さらには、住民税非課税で、合計所得金額と年金の収入額の合計が年間で80万円以下の方が該当になります第2段階の方で、月額6万円程度になります。これは、サービス給付費の1割の負担分と食費、あと居住費を合算したものでございます。住民税非課税で、合計所得金額と年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方が該当になります第3段階①の方で月額8万3,000円程度、住民税非課税で、合計所得金額と年金収入額の合計が120万円超の方が該当となる第3段階②の方で月額10万4,000円程度、課税世帯では、月額で13万5,000円程度になります。

それで、ここから1か月にそれぞれ支払った介護給付費に対する利用者の方の負担金額、先ほどご説明した所得80万円以下の方と生活保護受給者の方等が該当する第1段階、第2段階の方だと月額6万円程度になるんですけども、それを、一定の負担限度額を超えた部分については高額介護サービス費ということで支給されます。

ですので、それを差し引いた実質の月額負担金額につきましては、生活保護世帯の方の第1段階、年金所得等年間80万円以下の第2段階の方で月額約5万円程度の負担金の額で入所ができるというふうになっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） なかなかこの金額、計算の仕方が難しいというのもこの介護保険の仕組みなんですけれども、いずれにしましてもこれでも入所できないとか、ただ、今回できる広域の老人ホーム、西郷村に。そういった方が、じゃ生活保護だからあなたはここに入れないと、多床型のほうの特別養護老人ホームを紹介するからそっちに入所してくださいとか、そういったことはあり得るんですか。

もしここが空いていればですよ。空いていなければそういうこともあるかも分からないんですけども、空いている場合は、優先的にそういったことで、もう選別はないということで理解してよろしいんでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

基本的に特養の入所については、ご本人、また家族の方の希望で、例えば多床型の場合は個室ユニットよりは料金設定がもっと安くなりますので、そちらがいいということであればそちらということになります。例えば介護支援事業所のケアマネさんが、所得があなたは低いのでこのほうがいいですよとか、恐らくそういった誘導はしないと思いますので、そこはご安心いただければと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。ここの特養が空いていれば、それで希望すればそこに入れるということで理解したいと思います。

いずれにしましても、これ、そういった生活保護を受けている方とかは、そういった支援、補助制度だってあると思うんですけども、年収120万円以上の方ですか、

これが13万5,000円と、これは決定しているわけじゃないんですけれども、それなりのお金が取られるということを思えば、皆さん大変な状況なんですね、生活するのに。

村として、今回、賃貸で土地代を貸すということなので、それを元に基金にするか、その上がりですね、賃貸で得たお金を基金にするなりして、村民が入所するときには、食事代なり居住費なり、そういったところに補助を出すということは可能なんですか、村長。そういった考えもあると思うんです。ほかの自治体だと、結局、地代はみんなただにしてやるよみたいな感じでやっているんで、西郷村の場合、4%ということで、賃貸料が幾らになるかまだ分からないということですけども、そういったこともできればやっていただければなと思うんですけども、いかがでしょうか。村長が判断するべきだと思うので村長にお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） せっかく西郷村に造っていただくということであります。造って、そして運営していただく、本当にありがたい事業だと思っております。

そんな中で、先ほど議員もお話ししましたように、ほかの土地は無償でということもあります。村においては、経過がありまして、有償という形になっております。せっかく西郷村に造っていただくのに西郷村の人が入れないようでは、あるいは条件が厳しいようでは、造った意味が半減されると思いますので、土地代を基金とかにしながら、本当に入りやすいような助成を今後検討していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今後検討していくということですけども、そういったこともできるということで理解してよろしいですか。はい、了解しました。

それでは、一番最初にお話ししましたがけれども、今回は第8期事業計画に基づいて実施されるということですけども、令和6年度から第9期介護保険事業計画が始まります。その中で、今回企画されているというか予定されているものにもいろいろ、第9期にはこれをやるんだよということが書かれているんですけども、青写真もできているんですけども、このとおりやるということではなくて、これから第9期で事業計画、我々も介護保険事業計画審議会のほうで審議はしていくと思うんですけども、そういったもう決まったことではなくて、第9期の中で、この我々の事業計画、新しくニーズが出てくると思うんですけども、そういった方向で今後進んでいくと。これは決定ではないということで理解してよろしいのでしょうか。

○議長（真船正康君） 健康推進課長。

○健康推進課長（田部井吉行君） お答えいたします。

現在、第9期以降で計画している事業につきましては未確定でございます。今後、村のほうのニーズ調査等を実施した結果を平成会のほうにぶつけて、西郷村ではこういった施設が必要だという観点から、優先的に整備を要望してまいりたいというふうに思っております。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 了解しました。

介護保険施設の食費や居住費等の負担が増える可能性や、高額介護サービス費の自己限度額の引上げ等も既に聞かれています。政府は、これまで、消費税を社会保障費に使うと言いながら次から次へと増税してきていますが、全てほごにされ、社会保障費に係る財源は国民に押しつけてきました。

現在の介護保険は、サービスの利用が増えたり介護職の労働条件を改善すれば、直ちに介護保険料や利用料に跳ね返る仕組みになっています。保険料や利用料は上がる一方です。まさに、先ほど12番議員も申しましたけれども、保険あって介護なしです。このままではもう介護保険料は限度に来ているのかなと私は思いますので、ぜひ村として、国に対して国費の負担を増やすように、そういった要請というか、国に対してやるべきと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 議員おっしゃるとおりでありまして、市町村会を通しながら国・県に要望してまいりたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それでは、次の質問に移りたいと思います。

次に、学校給食費の無料化について伺います。

学校給食費の無料化については、これもこれまで何度も質問してきました。平成28年によく、第3子以降の給食費を当時の村長が実施しました。もう既に7年になります。子どもたちの貧困が社会問題になる中で、親が経済的に困窮し、食事も満足に取れない子どもたちが増えてきています。

昨年からの原油の供給不足やロシアによるウクライナ侵攻の影響で、燃料や食料品など生活必需品がかつてない勢いで高騰し、家庭を直撃しています。学校給食費は、小学校で年間約5万2,000円、中学校で約5万7,000円かかります。2人いると10万円を優に超えてしまいます。

義務教育は無償とされていますが、給食費のほかに学用品等で、小学校で約3万7,000円、中学校になると約7万8,000円も必要とされています。義務教育に係る保護者負担が大変な重荷になっています。このような状況の中で、全国の自治体で無償化が広がってきています。

県内においても約20の自治体で無償化が実施されています。また、半額補助をしている自治体も11自治体に上ります。近隣の自治体でも、泉崎村、中島村で全額、矢吹町でも半額補助をしています。多くの保護者の方から、第3子以降だけでなく、全て無償にしてほしいとの声が上がっていますが、村長の考えをお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 学校給食費の無料化についてのご質問にお答えいたします。

無料化については、毎度毎度、この場でご説明させていただきました。義務教育における学校給食費の在り方の基本としましては、学校給食法第11条において、学校

給食の実施に必要な施設設備費、修繕費などは学校の設置者である自治体の負担、そして、食材については保護者負担と定められております。

このことから、本村においては、食材以外の給食に係る全ての経費を公費で負担しておりまして、学校給食費で賄っているものは食材費のみとなっております。この学校給食費を無償とすることは、子育て世帯への経済的な支援として有効であると考えておりますけれども、本村では今年度より、小・中学校入学祝い金支給、さらには英語検定料補助金ということで、また、修学旅行費の負担軽減補助金を開始しております。子育て支援に本当に注力した事業を実施しております。

今回、6月の補正予算におきまして、学校給食を安定的に提供することを目的としまして、西郷村学校給食費補助金1,600万円を計上いたしました。まずは、学校給食用食材の物価高騰となる分を助成することを優先し、今後は、保護者の方の負担軽減について検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 今年度、村長は子育て支援として、先ほども申されましたけれども、何点か実行をしていただきました。

これ、私ちょっと計算したらやっぱり2,000万円ちょっとぐらいなんですよね。2,500万円ぐらいかな。入学祝金とか修学旅行費の補助とか、そういうのをみんな合わせてみると2,000万円ちょっとなんですけれども、それでも、これまでやってこなかったことをやったということは、私は評価はしているということで、前回の議会でもお話ししましたとおりですけれども、ただ、今、村長が申されたように、学校給食費の問題は学校給食法第11条をいつも出してくるんですね、これは。毎回毎回出してくるんですけれども、ただ、これはもう当てはまらないです。実際に、村でも第3子を無料にしちゃっているんですから、ほかの自治体だって無料にしちゃっているところいっぱいあるわけですから、こうやって古ぼけたものを出してきて答弁してもこっちは理解できないし、ちょっと答弁を変えてほしいなど、毎回毎回、同じような答弁じゃなくて。私はそう思いますよ。

さっき村長も、12番議員に申しましたように、村の子どもは宝だと。そういった意味では、一番、子育て支援を中心にやっていきたいという答弁をしていましたよね。であるならば、やっぱり学校給食費というのは大変な出費なんですよ、これ。ましてや今、今回の補正で値上がり分、今、食品が高騰していますので、その値上がり分は村ですぐ補助して、地方創生交付金か何か使ったと思うんですけれども、それでいち早く手配したということは理解はしますけれども、根本的にこれじゃ保護者の負担軽減には私はならないと思うんです。やっぱりこの学校給食費、これ教育の一部なんですから、教育は無償化なんですから、義務教育は。

そういった意味では、村長、今年の3月に子育て支援、手当してくれました。さらに、学校給食費、これ幾らかかるのか。1億円ぐらいで何とかなるとは思うんですけれども、こんなこと言うと叱られちゃうかも分からないですけれども、村長はたばこ

を嫌いですがものね。たばこ駄目でしょう。だけど、たばこ税というのは1億6,000万円上がっているんですよ。もしこの1億6,000万円を給食費に回せばすぐ実施できると私は思うんですけども、こういったこと言うと怒られちゃうかも分からないですけども、やっぱり金の使い道というのは、どう使うかは村長の手腕にかかっているんで、ぜひ決断していただきたいと思いますけれども、再度伺います。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） お答えいたします。

本来であれば、国が全部見てもらえれば私は苦勞することもないんですけども、まずは議員のおっしゃることも十分理解しながら、少しずつ負担軽減に向けて頑張っていきたいと思います。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 基本的には、これだけ少子化なので国で予算をやって、隣の町が無償化だと、こっちは有償化、そういうやり方は私も賛成はしません。ところが、今の政府はそういったことは全然考えていないですから、ご存じのように。医療費の無料化だってそうですよ。それを国でやれば何の問題もない。やらないから各自自治体で、自分の自治体の子どもは自分たちで守ると、そういう形でみんな一生懸命になって財政をやりくりして、そうやって学校給食費なんかを無料にしているんですよ。

その辺、村長言いたいこと分かるし、俺も当然知っています、その辺は。ぜひそういった意味ではやっていたきたいと。何とか負担軽減の方向でやっていきたいという答弁いただいたので、了解はしないですけども、ぜひ来年度からできるように体制を取っていただきたいなと思います。

それで、これも学校給食費無料化に関連するんですけども、給食費の無料化で公会計化の実施について伺いますということで、これも一度ぐらいこの場で質問しておりますけれども、現在、学校給食費の取扱いは全て教職員が行っています。公会計化することで、これまで主に教職員が行っていた給食費の徴収や会計処理、督促状等の業務がなくなり、教職員の多忙化が緩和され、子どもに向き合う時間や本来の学校業務に専念することができます。公会計をすることで、年間190時間の教職員負担軽減が図られると言われていています。これは文科省の調べで、こういうことが言われています。

私が2年前の第3回定例会で質問したときには、当時の教育長の答弁では、教職員の多忙化解消のため検討していますとの答弁でしたが、その後の経過をお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） 給食費の無料化で公会計を実施できるという伺いでありまして、今、多忙化の話をされました。この件については私も頭に入っております、条例・規則の整備や未納、滞納を含めた徴収方法、食材調達の仕組みなどについて調査及び検討が必要なものがたくさんあります。それらについて、現在、必要な調査を進めているところであります。



開始時期については未定であります、なるべく早い時期の開始を目標に、必要な調整、検討を進めていく所存でありますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） なるべく早い時期ということでの回答でしたけれども、これ、文科省で既に、やれということを言われているんです。しかも、「学校給食費徴収、管理に関するガイドライン」まで策定しているんですよ、国では。そのガイドラインに沿って各自治体は実行してくださいということなんですよ。もう1年以上どころじゃなくて、2019年7月にこのガイドラインですよ、7月にもう公表しているわけですよ。

これ、この辺はちょっとあれですけども、東白川郡は既に数年前から実施されているんですよ。このシステムがある、調査が必要だと言われてはいますが、なぜこれができないのかと。ガイドラインを見るとやはり2年ぐらいはかかるんですよ、これ、取り組んでから。東白川郡でもう既にやっていることを何でこの西郷村はできないのか。だって、教職員、今、大変な状況なんですよ。ましてやコロナ禍で、感染者が出れば、もう消毒やら何かからみんなして取りかかってやるわけですよ。

給食費全部ですよ、公会計、もう滞納者から何か、今、第3子だから第3子の調査までやっていると聞かれますけれども、無料化しちゃえば、このシステムをつくらなくて、公会計化の。やれば手間が省けるんですよ。この次に言うことも同じですけども、無料化すればすぐにできちゃうんですよ、こんなのは。そういった意味では本当に真剣になって考えてほしい。だって、2年前に同じ質問していても同じ回答なんですから。やる気の問題だと私は思います。

だから、こういったことはあれで、結局、無料化にしちゃうと。一番早いんですよ、村長。これ、手間暇要らない。いかがでしょうか、公会計化。やめて無償化にしちゃう。だって、これやるのに、さっき言ったけれども、システム関係でつくったり、人員を増やさなくちゃいけないよね、村のほうで。そういったことを何だかんだやっていたらお金が当然かかるし、何よりも先生の多忙化をやめさせるためにはぜひとも無料化してほしい。こういった点からいかがでしょうか。

○議長（真船正康君） 村長、高橋廣志君。

○村長（高橋廣志君） まずは公会計化を早急に進めるべく努力してまいります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） だから、公会計では、そういったときの手間暇と時間もかかるし、お金も予算もかかるということなんですよ。ぜひその辺も、村長、頭に入れて今後進めていただきたいと思います。

次の質問に移りますけれども、今、学校給食費の納入が農業協同組合一本になっていると思うんですけども、この質問は、私、初めてですけども、平成30年に大石議員が質問しているんですよ。

やっぱり誰が見たっておかしいと思いますよね、今の世の中。だって、保護者の方

は選べないんですから。引き落としは農協で通帳つくってくださいと。そこにお金を入れておいてくださいと、そこから引き落としますよと。通帳つくらない方は納付書を渡しますから。これも、ほかの銀行じゃないんですよ、農協で納めてくださいですから。今どきこういったものはないと思うんですけども、その辺、どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 10番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

質問事項第2、質問要旨3番目の給食費の納入方法についてでございます。

学校給食は、昭和37年から、単独校方式で村内の各小・中学校で開始されました。その後、昭和53年4月より、県学校給食センターにおいて共同調理場方式で稼働開始となってから、現在に至るまでの間、学校給食費の徴収を各学校で行っております。

本村の学校給食費は、学校での現金徴収や、夢みなみ農業協同組合の窓口納付及び口座引き落としにて保護者の皆様に納付していただいております。

現在、各学校で現金徴収している学校給食費や教材費のほか、かつて、学童貯金の集金を各学校で行っていたことがあります。学校長名義の口座にこれらの現金を入金する際、当時の西郷村農業共同組合、白河農業協同組合、現在は夢みなみ農業協同組合と金融機関名は変わりますが、農協の渉外担当の方が学校へ出向き集金業務等を行っていたという経緯があり、現在に至ります。現在、夢みなみ農業協同組合のみで行っている口座振替をする際には、通常の手数料の半額となる1件当たり税込み55円に対応していただいております。

夢みなみ農業協同組合以外の金融機関において実施の検討をしようとする場合には、当該金融機関や学校事務担当者の方との調整を含め、様々な調整が必要となってまいります。今後につきましては、これらの必要な手続等について調査を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 調査をしてということであれなんですけれども、ただ、今、農協を見ると、結局、西郷村の村民がこれだけ農協を利用しているわけですよ。学校関係だけでどのぐらい利用しているか分からないでしょう、生徒数も1千何百。それにもかかわらず、皆さん分かるようにATMが、もうからないんだか何だか分からないけれども、撤退しちゃったわけでしょう。前のようにここにあればここに入金して、金なくなったら入金すれば滞納も少なくなると思うんですよ。ただ、忘れちゃうんですよ、常に農協の取引がないと。給食費だけは常に入れておかなきゃいけない。それが、なくしちゃって、あの狭い農協の白河市真舟ですか、あの辺は。あそこの農協に行かないと納入ができない。

今、共働きが多いんですよ。土日はやっていない。今、昼休みもちゃんと取るんですよ、金融関係は。だから、12時半から休みになったり、12時半までやると。そうすると納入する時間もないと思うんですよ、保護者の方は。そのために通帳づくりたくないという人だっていっぱいいるわけですから、そういったこと考えれば、

これだって、調整する云々じゃなくて、もうすぐできることなんじゃないかなと思うんです。

ぜひ、ぜひと言ったって課長にはそれしか答えられないと思うんだけど、村長もそうですけれども、これも学校給食を無料化にしちゃえば解決するんですよね。皆さん笑っていますけれども、簡単なことなんですよ。今はひとり親も多いし、就学援助金受けている人だって、その子どもさんはそれを知ったらやっぱり楽しく食べられないと思うよ。そういう時代になってきているんですよね。

だからそういった意味では、村長も教育長も本当に真剣に考えて、さっきも言ったように公会計とか、農協の払込みとかそんなこと考えてやっているんだったら、頑張っただけじゃ分かったと。たばこ税1億6,000万円あるからそれを回してやるかと。簡単なんですよ。鈴木勝久君が村長だったらやっちゃうんだらうけれども。いろいろ言ってもしょうがないので、ぜひそれだけは皆さん頭に置いて、早急に無償化に向けて予算づくりとか、財源のほうを相談してやっていただきたいなと思います。

以上でこの学校給食費の無料化関係は終わらせていただきます。

次に、西郷村PTA連絡協議会からの要望についてということで出してあります。

PTA連絡協議会から、議会に対して、教育環境の整備や通学路の安全確保について要望が出されています。これ、毎年多分、出されているんですけども、取りあえずこれは昨年度ですね、この要望は。昨年度の11月頃、上がってきていると思うんですけども、その後の進捗状況について伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 10番藤田議員の質問にお答えいたします。

質問第3、西郷村PTA連絡協議会からの要望についてのご質問でございます。

PTA連絡協議会からの要望の1点目、教育環境の整備については、まずハード面に関する事として、校舎の老朽化に関して、主に修繕または改修などのご要望をいただいております。校舎の老朽化につきましては、小田倉小学校が築40年、西郷第一中学校が築44年を経過するなど、施設の老朽化が進んでおります。

このことにつきましては、西郷村学校施設等長寿命化計画に基づき、より計画的な維持管理を実施することで施設の長寿命化を図り、将来的に発生する費用の縮減、平準化を図ってまいりたいと考えております。

また、ソフト面につきましては、教職員の配置に関する事、特に学校支援員の増員についてのご要望をいただいております。

このことにつきましては、充実した学習指導の実現、教職員の働き方改革推進のため、できる限り増員に関して検討をしてまいりたいと考えております。

次に、通学路の安全確保についてでございますが、歩道の設置に関する事や横断歩道に関する事、信号に関する事などのご要望をいただいております。

このことにつきましては、年に1回、通学路安全推進会議を開催しており、国道管理者、県道管理者、警察、村道を管理する建設課、防災課、学校関係者等で、対策が必要な箇所に関する協議を行っております。

なお、村道等における通学路の安全確保につきましては、既に住宅が建ち並び、新たに歩道を設置することができない箇所につきましては、道路等路肩のカラー舗装や看板、ラバーポールの設置等、村として対応可能な対策を実施し、車両への注意喚起と通行者の安全確保に努めております。

このほか、国道・県道に関する要望につきましては、国道289号建設促進協議会や福島県の連絡調整会議においても強く要望しているところでございます。

子どもの安全・安心な通学路のため、各関係機関と密に連携しながら、可能な限り迅速に対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） それなりに取り組んではきているということですが、小田倉小学校、築40年、西郷第一中学校が築44年ですか。小田倉小学校の場合は体育館がもっと古いのかなと思いますけれども、この建て替えなんかは全然計画にはないんですか、伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 質問にお答えいたします。

建て替えに関する計画でございますが、まずは、その前提に学校施設の適正な規模、配置計画の検討が必要となると考えております。今後、西郷村においてもやってくるであろう少子化時代を見据え、適正な規模の学校施設の配置について検討していく必要があります。

このことについては、今年度より、学識経験者、PTA、学校関係者、コミュニティスクールメンバーにより構成する西郷村学校適正化配置検討委員会により本格的に議論をしていきたいと考えております。この委員会による検討結果を踏まえ、今後、建て替えを含め、計画、検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 建て替えは予定ないということで理解しますが、今、文科省で推進している学校施設等長寿命化計画、これ、西郷村でもあると思うんですが、これによると、小田倉小学校、西郷第一中学校はあと何年もたせるという計画なんですか。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） ご質問にお答えいたします。

従来のように建築後40年で建て替えるのではなく、予防保全的な老朽化対策を実施することで、コストを抑えながら建て替え等々の環境を維持しようとするものです。建て替えに比べコストを抑えることが可能になり、各学校の老朽化状況評価を実施しており、棟別、部位ごとの健全度を把握しております。これに学校からの要望を加味しながら、対策を実施していきます。

しかし、長寿命化対策をしてもいずれは建て替えが必要になります。計画では

40年経過で大規模改修が必要となります。60年までは使用することができ、その後、診断を得て、さらなる改修により80年までの長期使用を検討するような形で、この学校施設等長寿命化計画はやっております。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 60年から80年もたせるということですけども、であるならば、学校施設等長寿命化計画というのであれば、今、屋根の修繕とかいろいろ学校から出ているんですけども、これ、回答をみるととやっていきますということではございますけれども、実際、こういったお金は、いろいろ悪いところ出ていますね、雨漏りとか、各学校から。これ、やるにしたって、国で、文科省でこれを推進しているのであれば、こういった予算は文科省から下りることになるんですか、伺います。

○議長（真船正康君） 学校教育課長。

○学校教育課長（緑川 浩君） 10番藤田議員の質問にお答えいたします。

学校施設の改修に関する補助についてでございますが、現在、学校給食センター建設事業においても採択いただいている交付金にありますが、文部科学省所管の学校施設環境改善交付金の交付を受けられる可能性がございます。例えば長寿命化改良事業というものが本交付金の対象メニューとして考えられます。建築後40年以上経過した学校施設等の構造体の劣化対策と長寿命化改良に要する経費が対象となります。

また、補助の割合でございますが、交付要綱においては、事業ごとに算出した配分基礎額に判定割合を乗じた額と事業に要する経費の額に判定割合を乗じた額を比較して、少ないほうの額となっております。

判定割合につきましては、さきにお伝えしました長寿命化改良事業において3分の1の補助となっております。実質補助額につきましては、配分基礎額の算定内容によるところが大きいため、実施内容により大きく変動いたします。正確には何割とこの場では申し上げることはできませんが、こういった補助がございます。

以上でございます。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君。

○10番（藤田節夫君） 昨年度出された要望書に、学校関係で、小田倉小学校では老朽化に伴う修繕、また体育館の修繕、体育館の老朽化のため床の張替りかえ、雨漏り箇所の修繕、もしくは広くした形で改築をお願いしたいと。米小学校では、講堂の隅に雨漏りが何か所かある。また、校舎、体育館、ボイラー室等の屋根の劣化が進み、さびが出ている、全面塗装等の処置をお願いしたい。

羽太小学校もあるんですけども、西一中、早急の校舎改築、校舎老朽化に伴う補修、南校舎、ベランダ、手すり、北校舎階段、壁面のひび、ドアの修繕・西二中也、これはトイレの関係で出て、今年度は西二中が最後のトイレの改修になると思うんですけども、こういったことが、今お話ししますけれども、先ほどちょっと課長に聞いたらまだ進んでいないというような状況なんです。もう半年は過ぎているわけですから、今年度に入っているわけだから。そういった状況では私は困るなど。

この長寿命化では保全するのに事後保全と予防保全というのがあると言われているんですね。事後保全は、要するに壊れたら修理して長寿命化に持っていくと。予備保全の場合は、事前に定期点検をやりつつ、それでもう壊れそうなところは事前に修理をしていく、それで直していくということが言われているんですけども、今のこの状況を見ると、本当に壊れてから、じゃやりましょうと。ましてや、学校のほうから、PTAのほうから言われて、それからやりましょう。それもすぐやらないで、まだできていないと。

もし西郷村長寿命化を進めるのであれば、やっぱりこの予防保全ですか、そういったことを徹底して年に1回はもう点検すると、旧校舎は特に。そういったことで取り組んでいってほしい。どっちみちやる気もないんだし、建て替えなんか全然頭がないんでしょから、いかにこの校舎を長くもたせるかといったらそれしかないんじゃないんですかね。

私が言いたいのは、壊れてから修繕するんじゃなくて、壊れる前にやっぱり予備的に保全するんだという頭で取り組んでいていただきたいと思います。学校は、子どもたちが一日のほとんどを校舎内で使って、学習したり生き生きと遊んだりするわけですから、学校施設の老朽化対策、ぜひこれは。だって、子どもたちはもう毎年、進級して卒業していっちゃうわけですから、1年、2年待っていたらあつという間になくなっちゃうんですよ。

そういった意味では、早急に学校の改修なんかは事前に定期的に点検して、修繕していくという方向でお願いしたいと思います。

私の質問は以上で終わります。

○議長（真船正康君） 10番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（真船正康君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日6月14日は、定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後3時14分）